

会 議 の 経 過

開 会 午前 10 時 00 分

平成 25 年 12 月 10 日 (第 1 日目)

議 長 (青木幸保君)

ただいまから、平成 25 年第 4 回平泉町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、監査委員から平成 25 年 8 月分から 10 月分までの現金出納検査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、閉会中の報告事項については、印刷してお手元に配布したとおりですので、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

議 長 (青木幸保君)

続いて、一部事務組合等議会議員から一関地区広域行政組合議会の報告を求めます。

一関地区広域行政組合議会議員、阿部正人議員。

3 番、阿部正人議員。

3 番 (阿部正人君)

それでは、一関地区広域行政組合議会、臨時会の報告をいたします。

23 ページ裏をお開きください。

第 23 回一関地区広域行政組合議会臨時会が去る平成 25 年 11 月 7 日に招集され、一関市役所で開催されました。当町議会からは大内政照議員と私、阿部正人が出席いたしました。また、議場におきましては、日程に入る前に、9 月 29 日、一関市議会議員選挙に伴い、一関地区広域行政組合議会議員の改選にて、一関市議会の新議員の紹介がありました。18 名です。そのうちの 16 名でございます。引き続き、欠員になっておりました議長選挙が行われ、一関市選出、武田ユキ子議員が全議員の得票数を得て当選しました。一関地区広域行政組合議会としては初めての女性議長の誕生でした。また、議会運営委員会の委員長には佐藤雅子議員が、副委員長には岩渕善朗議員が選任されました。

次に、日程に入りまして、管理者、勝部修一関市長より所信表明がありました。要点をまとめ

てみました。当組合は平成18年4月に、介護保険事務並びにごみ及びし尿処理の衛生関係事務などを共同処理するため、一関市、平泉町及び藤沢町の3市町で設立されました。管轄する区域の面積は約1,320平方キロメートルで広大で、現在の人口は約13万5,000人となっています。この広域事務の管理者としての責務を重く受けとめ、次の点に全力を傾注して参るとのことです。

第1点目、環境衛生について、資源循環型社会の形成に向け住民との協働のもとに、ごみの減量化など環境リサイクルの推進に努める。第2点目、一般廃棄物処理施設について、住民の皆様のご日常生活に深く結び付いている施設の適正な維持管理に努め、県南地区ごみ処理広域化基本構想及び岩手県ごみ処理広域化計画に基づいて新たな焼却施設の整備を進める。第3点目、東京電力発電所事故に起因する放射能物質に汚染された廃棄物の処理においては、一関市、平泉町との連携を図る、焼却施設周辺住民の理解と協力を得ながら迅速に進める。第4点目、介護保険については、少子高齢化の進行により組合管内人口に占める65歳以上の高齢の方々の割合は31%となっており、今後も増加傾向で推移することが予測され、医療と介護の連携による地域連携ケアなどの充実を図ると共に、介護保険事業の安定的運営に努める、などの所信を述べられました。

次に、付議事件であります。

(1) 議案第11号、指定管理者の指定について。24ページをお開きください。議案第11号、指定管理者の指定について。次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第292条において準用する第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成25年11月7日提出、一関地区広域行政組合管理者、一関市長、勝部修。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、釣山斎苑。2、指定管理者となる団体、一関市三関字仲田21番地1、新生ビル管理株式会社、代表取締役、塩原弘。3、指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで、原案どおり可決いたしました。

(2) 議案第12号、同じく指定管理者の指定について。24ページの裏でございます。お開きください。議案第12号、指定管理者の指定について。次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第292条において準用する第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成25年11月7日提出、一関地区広域行政組合管理者、一関市長、勝部修。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、千厩斎苑。2、指定管理者となる団体、一関市三関字仲田21番の1、新生ビル管理株式会社、代表取締役、塩原弘。3、指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで、原案どおり可決されました。

次に、(3) 議案第13号、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する協議についてであります。26ページの裏をお開きください。議案第13号、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する協議について、岩手県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することの協議に関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求める。平成25年11月7日提出、一関地区広域行政組合管理者、一関市長、勝部修。岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約、岩手県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。別表第1及び別表第2中「雫石・滝沢環境組合」を「滝沢・雫石環境組合」に改めるということです。附則、この規約は、平成26年1月1日から施行するというところでございます。

次に、(4) 議案第14号、監査委員の選任についてでございます。これは同意を求める件ですが、27ページの裏をお開きください。朗読しますが、監査委員の選任について、次の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第292条において準用する第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。一関市大東町大原字一ノ通33番地、千葉満、平成25年11月7日提出、一関地区広域行政組合管理者、一関市長、勝部修。満場で同意されました。

以上、上程された案件については全て審議され、臨時会は閉会となりました。

この後、管理者、副管理者出席のもとで全員協議会が全員協議会室で行われました。協議事項については、第1点目、県南地区ごみ処理広域化基本構想について、第2点目、大東清掃センター公害防止対策協議会の委員の選任についてでありました。中でも関心の高い県南地区ごみ処理広域化基本構想においての一関清掃センターの改築の件について、大内政照議員より建設費についての質問がありました。その当局の答弁では、ごみ焼却施設に約57億8,000万円、ごみ発電施設に約19億5,000万円、計77億3,000万円で補助が3分の1、残り90%が起債であり、平泉町は5%の負担との概要の説明でした。

以上、報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

議長（青木幸保君）

これで一関地区広域行政組合議会議員からの報告を終わります。

次に、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、石川章議員。

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

それでは、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

まず、市町村議会の改選によりまして、一関市議会から小山雄幸氏、岩泉町議会からは合砂丈司氏、それから田野畑村議会から鈴木隆昭氏、以上の3名が紹介されました。

それではご説明を申し上げます。

28ページの裏をお開き願いたいと思います。

平成25年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会。期日、平成25年11月28日。場所、岩手県自治会館。付議事件といたしまして、(1) 認定第1号、平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、(2) 認定第2号、平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、(3) 議案第7号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金条例、(4) 議案第8号、岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例、(5) 議案第9号、東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、(6) 議案第10号、平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて、(7) 議案第11号、岩手県市町村総合事務組規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、(8) 議案第12号、平成

25年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、（9）議案第13号、平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、（10）議案第14号、岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて、以上、認定案件2件、議案第7号から議案第14号、計10件全てが原案のとおり可決されました。

案件につきましては多岐にわたっておりますので、端折ってご説明をいたしたいと思っております。

それでは、29ページ、認定第1号でございますが、認定第1号の平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、43ページをお開きください。総括表でご説明を申し上げます。

それでは、まず歳入の分でございますが、1款分担金及び負担金1億8,229万円、2款国庫支出金8億9,456万7,712円、3款県支出金56万7,550円、4款財産収入95万5,708円、6款繰入金726万3,422円、7款繰越金1,160万3,789円、8款諸収入37万5,077円、歳入合計10億9,762万3,258円。

次に歳出でございます。44ページをお開きください。

1款議会費134万6,706円、2款総務費10億8,521万5,801円、3款民生費113万5,100円、歳出合計10億8,769万7,607円。歳入歳出差引残高は992万5,651円となります。

以上、認定第1号を終わります。

次に、認定第2号、平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをご報告申し上げます。

54ページをお開き願いたいと思っております。総括表でご説明申し上げます。

収入済額でございますが、1款市町村支出金218億1,693万1,948円、2款国庫支出金500億1,997万7,968円、3款県支出金116億516万780円、4款支払基金交付金573億5,651万2,000円、5款特別高額医療費共同事業交付金2,090万625円、8款繰入金10億3,819万7,120円、9款繰越金52億3,533万963円、11款諸収入1億6,018万2,024円、歳入合計でございますが、1,472億5,319万3,428円。

55ページ、支出済額を申し上げます。

1款総務費2億7,280万6,625円、2款保険給付費1,389億9,081万5,247円、3款県財政安定化基金拠出金1億2,498万6,584円、4款特別高額医療費共同事業拠出金1,329万4,188円、次に5款保健事業費2億6,826万7,713円、8款公債費ゼロ、9款諸支出金32億9,436万6,052円、それから10款予備費ゼロ、歳出合計額1,429億6,453万6,409円、歳入歳出差引残高42億8,865万7,019円、詳細につきましては55ページの裏から67ページをお目通しをお願いしたいと思います。

次に、議案第7号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金条例については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく後期高齢者医療制度の健全な運営に資するため、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金を設置することとし、そのために必要な事項を定めようとするものであります。これも原案どおり可決

されております。

それから31ページ、議案第8号、岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例でございます。これは国有林野の管理経営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。これも原案のとおり可決しております。

次に、議案第9号、東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。これも原案のとおり可決されております。

次に、議案第10号、平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてでございますが、歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億7,158万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,474億4,634万6,000円とするものであります。

次に、議案第11号、34ページの裏をお開き願いたいと思います。

議案第11号、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、先程、一関地区広域行政組合の方からも報告がございましたが、これは平成26年1月1日から、雫石・滝沢環境組合が滝沢・雫石環境組合に名称変更することに伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。これも原案のとおり可決されております。

次に35ページの裏をお開き願います。

議案第12号、平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ892万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,569万3,000円とするものでございます。これも原案どおり可決されております。

37ページをお開き願います。

議案第13号、平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億9,153万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,492億3,788万4,000円とするものであります。これも原案のとおり可決されております。

次に、38ページの裏をお開き願いたいと思います。

議案第14号、岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求めることについてでございますが、副広域連合長の一戸町長の稲葉暉氏の任期が平成25年11月17日をもって満了したことから、副広域連合長の選任について岩手県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により議会の同意を求めるものであることから、岩手県町村会会長であります民部田幾夫氏が満場一致で同意となりました。

詳細につきましては、かなりのページ数でございますが、お目通しをお願いしたいと思います。

以上で岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

議 長（青木幸保君）

これで広域連合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を願います。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、私の方から9月12日以降の行政報告をさせていただきます。

諸報告の105ページをお開き願いたいと思います。

初めに、9月12日、「世界遺産平泉の日」検討懇話会が開催されました。これは第1回目でございます。県庁で行われまして、いよいよ世界遺産平泉の日ということで、内容について、必要性について意見交換を初めて行ったものでございます。

9月13日、中華航空会長兼社長等来県に伴う歓迎晩さん会ということで、これは国、県も取り組んでおりますインバウンドの事業の一環として、今回は岩手花巻空港に台湾の定期便を要請しようということで、県内から知事以下政財界のそれぞれの皆様方に集まっていただいて交流をしたというところでございます。

9月15日、平泉町敬老会、382名の出席で今年初めて椅子とテーブルで開催をさせていただきます。お世話する側、そして出席側の方々から大変好評を得たところでございます。

9月23日、義経まつり、これは福島県国見町で、今回初めて参加させていただきましたが、藤原氏にまつわる国史跡阿津賀志山防塁跡、これは国の史跡ですが、平泉と大変深いかわりがあるということで、いろいろと現地も見させていただいて交流をして参りました。

10月3日、近藤誠一氏の一区切りを労う会でございます。文化庁長官を退任された近藤誠一氏への慰労として開催されたもので、政界、財界、そして文化外交関係の方々が一堂で労ったところでございました。

10月7日、両磐地区JA合併に伴う契約調印式、これは来年の3月1日に合併します岩手ひらいずみ農協に向けての調印で、立会人として出席をさせていただきました。

10月9日から11日まで全国史跡整備市町村協議会の大会がございまして、史跡整備に向けてのそれぞれ意見交換等を確認をしてきたところでございます。

10月12、13日につきましては、平泉福興祭2013ということで、今年も2日間にわたりまして観自在王院跡で1万5,000人の観覧者といえますか、町民、内外の方々からおいでをいただいたところで、今年も沿岸被災地からの物産販売で盛り上げていただきましたし、来年の登録遺産を目指しております富岡製紙のブースも設けていただいて、大変賑わったところでございます。

同じ日に、世界遺産劇場 平泉歌舞伎ということで、大変若手の歌舞伎俳優であります中村勘九郎氏、一之助さんの歌舞伎がありまして、1,800人という大変多くの方々にご覧をいただいたところでございます。

同じ日でございますが、サンマリノ共和国駐日特命全権大使が来られました。これは二度目の来町ということで、ここは面積が62平方キロメートルということで平泉とほぼ同じ面積でございます。2008年に世界文化遺産に登録されておるということで、これからご縁があると、ご縁

をつくりたいというふうな思いで当町においでをいただいたというところで歓迎を申し上げたところでございます。

次のページになります。

10月17日、超小型モビリティ認定書の交付式が東北運輸局でありまして、東北初ということで10月26日に平泉駅で、駅前でオープニングセレモニーをしてPRを今までもしているところでございます。

10月19、20日と江東区民まつりがありまして、初日は天気良かったのですが、2日目は大雨で途中でやめるというふうな事態になりました。ここでは富岡八幡宮の神輿の関係者との交流をしまして、ふるさと平泉会の方からも大変多くの方々においでをいただきました。平泉の物産等をPRをしたというところでございます。

10月25日には国土交通省との意見交換ということで、これはまちづくりということで東北で1カ所でございます、本省の審議官がおいでをいただきまして、地方のまちづくりについての取り組みについて意見交換をさせていただいたところでございます。

同じ日、一関・平泉定住自立圏形成協定の調印式がございます、これは県内初の定住自立圏の調印ということで一関市役所で調印をしたところでございます。

10月29日から30日は、全国道の駅連絡会の総会がございます、本省の担当者と平泉の現状についてそれぞれ意見交換をさせていただきまして、シンポジウムでは現状の課題、活性化への期待とか、防災拠点となり得る道の駅について様々な意見交換を、これは聞いてきたところでございます。

11月2日でございます。ひらいずみ芸術文化祭の開会式がございます、今回は平泉中学校の会場もお披露目を兼ねるということで、2日間で2,300人のお客さんにおいでをいただきました。いろいろと会場のレイアウトも工夫して、来ていただいた方々には好評をいただいたところでございます。

11月3日、町勢功労者の表彰式で今年は5名の方々に表彰を差し上げました。地方自治功労では岩渕康弘氏、教育功労には大矢邦宜氏、消防功労では佐藤幸男氏、同じく浅利章市氏、岩渕克美氏に表彰したところでございます。

11月3日、ひらいずみ産業まつりの開会式で今年は初めて柳之御所の駐車場で開催しまして、ちょっと離れたところなので心配しましたが、3,500人という大変多くのお客さんにおいでいただきまして、一時駐車場が不足するというふうな事態になりまして、大変皆さんには喜んでいただいたところでございます。

11月8日、町村会の県予算についての要望の実行運動ということで、平成26年度の県に対して予算について、それぞれ知事、各部長に要望したところでございます。

11月11日、オーライ！ニッポン大賞グランプリ受賞報告ということで、これは都市と地方との交流の実績が認められまして、内閣総理大臣から表彰を受けたと。グランプリ、日本一をいただいたということで、11月29日に受け入れ農家の方々と奥州市で祝賀会を開催したところでございます。

次のページ、11月13日になります。平泉世界遺産の日検討懇話会、先程の一番目に申し上げました平泉の部分が後ろだったのですが、今回、新しく名称が、平泉が最初に来るというふうなことになりましたものですから、懇話会も名称を変えております。今回2回目ということで、これが最終ということで県条例に制定をするということで、具体的な内容についてそれぞれご意見をいただきながら2月定例議会に上程する予定ということになりました。

11月14日、全国史跡整備市町村協議会臨時大会、要望活動ということで、史跡整備にかかわる平成26年度の予算要望について、県選出の国会議員に要望してきたところでございます。

11月16日から18日まで、町民の翼ということで、今年は世界文化遺産に登録されました富士山に行きまして、富士河口湖町で町長以下関係の方々から説明をいただいて交流をしてきたところでございます。

11月19日には県選出の国会議員との意見交換、県内の町村長と本人出席、1名以外は全部本人出席でしたが、国会議員の方々とは意見交換をさせていただきました。20日には全国町村長大会がありまして、特に今年はTPP反対の決議と道州制反対の特別決議を満場で採択をしたところでございます。

11月21日、全国観光地所在町村協議会の理事会総会がございまして、観光地が抱える諸課題についてそれぞれ意見交換をし、国及び関係機関へ要望したところでございます。

11月25日、消防団120年・自治体消防65周年記念大会が東京ドームで行われました。平泉町消防団が東日本大震災の災害活動の功績で内閣総理大臣表彰をいただいていたところでございます。

11月26日、ケネディ駐日アメリカ大使が午後に平泉町を訪れ、中尊寺を見学をした際にごあいさつ申し上げます。平泉に大変興味があったというところでございます。

11月30日、JAいわて南創立15周年記念大会が一関市でありまして、一関、花泉、平泉農協が3農協が合併して15年を迎えるということの節目の大会でございまして、これから更にそれを新農協につなげていこうという確認をしたところでございます。

その裏のページになります。12月4日になります。平泉町交通安全運動推進町民大会がございまして、4年という長い間、交通事故死亡ゼロが続いていたのですが、10月と11月の事故で途絶えてしまったということですが、新たな気持ちでスタートをするという確認をしたところでございます。

最後に12月8日には大矢邦宜氏の受章祝賀会がございまして、世界遺産、特にも世界遺産登録推薦書作成委員会の地元唯一の委員としてご活躍されたということでお祝いとお礼を申し上げます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

議 長（青木幸保君）

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（青木幸保君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、7番、小松代智議員及び9番、千葉勝男議員を指名します。

議 長（青木幸保君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月17日までの8日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布した会期日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議 長（青木幸保君）

日程第3、請願第4号及び日程第4、請願第5号の請願2件を一括議題とします。

請願第4号、岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願及び請願第5号、私学教育を充実・発展させるための請願について、紹介議員の説明を求めます。

7番、小松代智議員。

7 番（小松代智君）

それでは請願第4号と5号を連続して、紹介議員が私ですので説明を申し上げたいと思います。

請願第4号、岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願、請願者は盛岡市盛岡駅前通り15の19、岩手県保険医協会会長、箱石勝見でございます。紹介議員は私、小松代智でございます。

次のページをお開き願います。

朗読して説明に代えさせていただきます。よろしく願います。

岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願。

趣旨、本県の医療費助成制度の給付方法は償還払いです。制度の対象者は医療機関を受診した際に窓口でいったん法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻されます。

一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では本県以外の全ての県で導入されています。全国でも現物給付を導入している都道府県が過半数となっています。

患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことです。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要です。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要です。

しかし現物給付を導入すれば、ペナルティとして国からの交付金が削減されてしまいます。住民の健康のために患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを課すことは言語道断です。

つきまして、貴議会におかれましては、住民の健康増進及び早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について岩手県及び国に対し意見書を提出して頂きますよう、請願致します。宜しく願ひ申し上げます。

記、請願項目、1、県は医療費助成制度について現物給付を導入して下さい。2、国は現物給付を導入している自治体に対する交付金の削減をやめて下さい。

以上でございます。十分にご審議をよろしく願います。

続いて請願第5号を説明させていただきます。

請願第5号、私学教育を充実・発展させるための請願。

請願者、盛岡市本町通り3丁目、18の32、私学助成をすすめる岩手の会会長、新妻二男。

次ページをお開き願います。

これも朗読して説明に代えさせていただきます。

私学教育を充実・発展させるための請願書。

請願の趣旨、日頃の私学振興に対するご尽力に敬意を表します。特に昨年度も私たちの請願を、県内の多くの市町村議会が採択して下さいましたことに対しまして、心から御礼申し上げます。

各市町村議会から提出された意見書は、今年度の国の私学関係予算を増額させるなど、大きな威力を発揮しました。

岩手県は国の私学関係予算が毎年のように増額している中、財政赤字を理由として、高校生1人当たりの補助単価を平成16年度の34万570円を最高に、平成20年まで4年連続で削減しました。しかし、市町村議会からの意見書を始めとする県民からの声で、平成21年度より増額に転じ、今年度も岩手県の私学助成金（運営費補助）は高校生1人当たりの補助単価で33万2,785円（昨年度33万1,565円）と増額となりました。

それでも、私学と公立の学費格差は依然として大きく、私学の教育諸条件（施設・設備など）は全体として公立より劣っています。さらに、一昨年の大震災によって施設・設備に甚大が被害を受けた学校も少なくありません。体育館が使えないなど、教育活動に大きな支障をきたしている学校もあります。また、「高校無償化」により公立高校の授業料は不徴収となりましたが、私立高校には授業料に加えて実質的な授業料に相当する高額な「施設設備費」「教育維持費」等があります。月額9,900円の就学支援金では公私間格差は一向に縮まりません。学費を支払うことができずに退学せざるを得ない生徒もなくなりません。私たちは、このような状況を早急に改善し、公立でも私立でも学費を心配せずに生徒が安心して学べる環境にしなければならないと考えています。

「少子化」進行の中で、公立・私立を問わず学校存立の危機がどの市町村でも迫っています。学校がなくなることは、その地域全体の過疎に拍車をかけることになり、地域の振興という点から見ても、憂慮すべき事態であると考えます。

私たちは、「少子化」の今こそ、教育諸条件（30人学級、教育費負担軽減など）を抜本的に改善する絶好の機会だと考えます。また、このことが「少子化」歯止めの有効な対策になると考えます。

以上の趣旨から、下記の項目を実現して下さいよう、お願いいたします。

請願事項、1、貴町の住民で岩手県内の私立高校に在籍する生徒の保護者に対する就学援助金給付制度を継続するとともに、その交付対象として教育充実費・維持費等を含めるよう制度を拡充して下さい。2、国及び県に対して、過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求める意見書を提出して下さい。

以上でございます。十分にご審議をよろしくお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第4号及び請願第5号については、総務教民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

それでは暫時休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時13分

議 長（青木幸保君）

それでは、再開をいたします。

日程第 5、議案第 56 号から日程第 24、議案第 75 号まで、条例案件 7 件、事件案件 4 件、補正予算案件 9 件、以上、合計 20 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、条例案件 7 件、事件案件 4 件、補正予算案件 9 件につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、条例案件についてご説明を申し上げます。

議案書 1 ページをお開き願います。

議案第 56 号、平泉町職員の再任用に関する条例でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法の規定に基づく職員の再任用制度を設けるため、制定をしようとするものでございます。

次に、8 ページをお開きください。

議案第 57 号、平泉町町税条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、軽自動車税の納期を変更するため、改正をしようとするものでございます。

次に、9 ページをお開きください。

議案第 58 号、行政財産使用料条例等の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により消費税率が引上げられるため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、10 ページをお開き願います。

議案第 59 号、平泉町子ども・子育て会議条例でございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定により平泉町子ども・子育て会議の設置について、制定しようとするものでございます。

次に、11 ページをお開きください。

議案第 60 号、平泉町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に交付されたことに伴い、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合の特例を定めるため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、12 ページをお開きください。

議案第 61 号、平泉町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布され

たことに伴い、公共下水道事業受益者負担に係る延滞金の割合の特例を定めるため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、13ページをお開きください。

議案第62号、町営住宅等条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、事件案件についてご説明を申し上げます。

14ページをお開きください。

議案第63号、字の区域の変更及び廃止についてでございます。

提案理由でございますが、県営経営体育成基盤整備事業の施行に伴い、字の区域の変更をしようとするものでございます。

次に、18ページをお開きください。

議案第64号、あっせんの申立てに関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、東京電力株式会社原子力発電所事故による損害賠償請求に係るあっせんの申立てをしようとするものでございます。

次に、19ページをお開きください。

議案第65号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、平成26年3月31日をもって、平泉町農産物加工直売施設の指定管理期間が終了することから、引き続き指定管理者を指定しようとするものでございます。

次に、20ページをお開きください。

議案第66号、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、平成26年1月1日から雫石・滝沢環境組合が滝沢・雫石環境組合に名称を変更することに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約別表第1及び別表第2において、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、補正予算案件についてご説明を申し上げます。

22ページをお開きください。

議案第67号、平成25年度平泉町一般会計補正予算（第4号）でございます。

平成25年度平泉町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,440万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,121万8,000円としようとするものでございます。

次に、38ページをお開きください。

議案第68号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成25年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,570万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,056万8,000円としようとするものでございます。

次に42ページをお開きください。

議案第69号、平成25年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成25年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,899万5,000円としようとするものでございます。

次に、44ページをお開きください。

議案第70号、平成25年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成25年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,303万4,000円としようとするものでございます。

次に、46ページをお開きください。

議案第71号、平成25年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）でございます。平成25年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ265万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,808万8,000円としようとするものでございます。

次に、48ページをお開きください。

議案第72号、平成25年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。平成25年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ383万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億913万2,000円としようとするものでございます。

次に、51ページをお開きください。

議案第73号、平成25年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。平成25年度平泉町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,013万円としようとするものでございます。

次に、53ページをお開きください。

議案第74号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。平成25年度平泉町の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ409万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,156万5,000円としようとするものでございます。

次に、56ページをお開きください。

議案第75号、平成25年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。第1条、平成25年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第2条、平成25年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、支出とも補正予算額でご説明申し上げます。収入、第1款水道事業収益3万

2,000円、支出、第1款水道事業費用3万3,000円。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議をお願いを申し上げます。

議長（青木幸保君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第5、議案第56号から日程第24、議案第75号まで、町長から説明のあった議案、条例案件7件、事件案件4件、補正予算案件9件、以上、合計20件につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号から議案第75号まで、条例案件7件、事件案件4件、補正予算案件9件、以上、合計20件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

議長（青木幸保君）

日程第25、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

通告1番、大内政照議員。登壇質問願います。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

先に通告した順に沿って質問いたします。

1番目は、放射能対策について町長にお伺いします。

（1）汚染状況重点調査地域の指定を受け2年になりますが、町内のホットスポットは何か所あるのか伺います。

（2）教育施設内でのホットスポットはないのか伺います。

（3）放射線対策室の今後の取り組みや行動計画はどのようになっているのか伺います。

2番は、小学校での英語教育について教育長に伺います。

（1）小学校での英語教育は、現状どのようになっているのか伺います。

（2）小学校での英語教育について、国では低学年化を検討しているようですが、教育長の考えを伺います。

（3）世界文化遺産登録やILCなど身近に国際色豊かな環境になりつつある現状で、国際的に活躍できる人材を教育することが望まれています。教える側の問題はないのか伺います。

以上、最初の質問を終わりますが、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

以上です。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、大内政照議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1 番目の放射能対策についてであります。

初めに、町内のホットスポットの箇所数についてお答えをいたします。

町内の放射線量の状況につきましては、昨年5月から年2回、一般住宅を中心に各行政区ごとに295カ所を調査しておりますが、今年5月の調査結果では0.23マイクロシーベルト毎時を超えるところが1カ所確認されております。また、この調査に加えて、14区と17区において全世帯を調査したところ、0.23マイクロシーベルト毎時を超えるところが4カ所確認されました。いずれの場所も雨樋のない軒下の土で局所的に放射線量の高い箇所となっており、所有者の方と相談しながら低減化対策を講じているところでございます。また、その他の一般宅地については線量計を個人に貸出ししておりますので、それらを活用しながら宅地周りの放射線量を確認していただくこととしております。

次に、教育施設内でのホットスポットについてお答えをいたします。

学校等については、定点測定や施設内の詳細測定などの結果を踏まえて、平成23年度、平成24年度の2カ年で校庭等の除染を実施してきました。その後、平泉小学校体育館脇の水路の一部で除染したあとも放射線量が高い箇所と土砂が堆積している水路がありましたので、バリケードを設置して立ち入らないように対処し、定期的に放射線量の推移を確認してきたところでございます。しかしながら、土砂が堆積している水路について、付近の住民の方からバリケードの設置では不十分であるという指摘がされたことから、今般、土砂を除去するなど除染の措置を講じたところであります。また、このほかにもマイクロホットスポットがないかどうか、以前測定したところも含めて再度確認を行っているところでありますが、今のところ0.23マイクロシーベルト毎時を超えるようなところは確認されておられません。また、今後、仮に0.23マイクロシーベルト毎時を超える場所があった場合、除染の措置等適切に対処していきたいと考えております。

次に、放射線対策室の今後の取り組みや行動計画についてお答えをいたします。

除染実施計画では、追加被曝線量が長期的に年間1ミリシーベルト以下になることを目標に除染の措置等を講じてきたところですが、国の基本方針である平成25年8月末までに一般公衆の年間追加被曝線量を、平成23年8月末と比べて物理的減衰等を含めて約50%減少にした状況、子供の生活空間については約60%減少した状態を実現するという目標をほぼ達成できる見込みとなっております。

そこで、今後の取り組みとして、定点測定はじめ各種線量測定、一般宅地等のホットスポット対策、農産物検査や学校給食食材検査、農林系廃棄物の処理対策、講演会の開催、東京電力損害賠償請求などは来年度も継続することになると考えております。これらを含めて、今後の放射線対策については、町の放射線対策本部において協議しながら決定していくこととしますが、全体の放射線量や除染の実施状況はもとより、町民の方々の不安が払拭されることを基本に取り組みを進めていくことが重要と考えております。

私からは以上でございます。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

小学校の英語教育についてのお尋ねでございますけれども、まず1番目の町内の小学校においてどのような現状であるかというお尋ねであります。ご案内のとおり、現行指導要領では外国語活動という形で5、6年生において行われているところであります。1年生から4年生までの低中学年では、総合的な学習の時間の中の国際理解教育として、年間2ないし4時間実施されております。内容は、外国の遊びや外国の食べ物などを外国語指導助手、ALTと称しておりますが、その方や、地域在住の外国出身の保護者等と一緒に活動し、あいさつ等外国の言葉に触れる体験活動を行っているところであります。一方、5、6年生の外国語活動は週1時間、年間35時間行われております。外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることと日本と外国の言語や文化について体験的に理解を深める活動となっております。外国語活動の時間にはALTが入り、担任と一緒に活動が進められております。子供たちは、ALTが週1回来校することを大変楽しみにしており、授業以外に休み時間に一緒に遊んだり給食を一緒に食べたりしながら、会話を楽しむ機会を設けているところであります。

続いて、小学校での英語教育について、低学年化が検討されていることについての私の考えというお尋ねであります。政府、文部科学省では昨年の政権交代以来、教育再生実行会議や自民党の教育再生実行本部の場で各種教育改革の議論が活発に展開されております。今後の動向によっては戦後の教育体制や理念、ライフスタイルの変更につながる可能性もあり、社会的関心が極めて高いテーマといえます。その中で、文部科学省では小学校の英語教育の開始時期を5年生から3年生に前倒しをする方針を固めたとの報道もされました。教科として早い時期から基礎的な英語力を身に付ける機会を設け、将来、国際的に活躍できる人材の育成につなげるのがねらいということのようであります。グローバル化の進む現代において、若者たちに国際人としてのコミュニケーションツールとしての外国語を身に付けさせることは大事であると考えます。しかし、異文化理解を図りながらコミュニケーション能力の素地を養うという目標を掲げた5、6年生での外国語活動は2008年度、平成20年度から施行され、2011年度から本格実施されてわずか3年経過したばかりであります。検証も十分にされているとはいえない現段階において3年生からの教科化というのは拙速すぎるのではないかというふうに私は考えております。

最後に、三つ目の教える側の問題はというふうなお尋ねであります。小学校における外国語活動始動には原則として学級担任が当たっております。町内で英語の中学校、あるいは高校の教員免許を保有している教員は、管理職を除いて両小学校教員26人中2人です。そうした実情でありますから、ALTとの協力指導、TTと言ってありますが、そういう形で活動を展開しているところでありますので、今後も校内外での研修を重ねながら指導力を身に付けてもらうことが必要である、そのように考えております。

以上です。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

ありがとうございました。

それでは、まず放射能対策についてですけれども、町長の答弁では最初に295カ所調査したと、そのうち1カ所が確認されたと、基準より高いところが。そのあとにまた各行政区やったら4カ所確認されたということですが、トータルで何カ所確認したのでしょうか。その辺ちょっと教えてください。

議 長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

こちらで調査した限りでは、今のところ0.23マイクロシーベルト毎時を超えているところは5カ所ということになります。

議 長（青木幸保君）

今の質問は全体でどのぐらい調査したか。

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

すいません、調査箇所。こちらで一般宅地を中心に295カ所を調べておりますし、それから14区と17区は全世帯ということになりますので、およそ150ぐらいやっているかと思います。合わせまして、まず450カ所ぐらいは、宅地としては調べているということになります。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

町の広報を見ますと、このところずっと観測したデータはほとんど問題ないという数字ですが、私はスポット的に結構ホットスポットが各所にあると思うのですね。先日も平泉小学校の体育館近辺、ちょっと測定器借りて調べましたら側溝の上が0.4から0.6マイクロシーベルト／アワーと非常に高い数字が出たのでびっくりしたのですよ。もう2年も経ったから自然減衰で恐らく75%ぐらいは当初よりは下がっているはずなのですね、物理的な研究、理論から言っても。ところが、そういうところでも高い数値があるということは、やはりまだまだ残っているし、恐らく土とか泥とかいろんなところに残っているような気がするのですよ。そうした場合、やはり測定箇所、私が測ったのは10カ所ぐらいですよ。先程お話あったようにご近所の方からちょっとお話聞いたものですから、ちょっと心配だから測ってみましょうかということで測ったのです。

それで、まず一つは、問題点は平泉小学校の体育館、これ屋根とか壁、確か洗浄しているはずですが、その時はどういう方法で洗浄していますか。

議 長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

こちらで学校施設については、除染したところは、まず平成23年度では緊急的なところということで軒下などを中心に除染を行いました。それから、平成24年度については面的除染ということで校庭とか中庭ですね、あるいは園庭、そういったところを面的除染ということで除染しております。したがって、屋根、壁についてはこちらでは除染の措置等は行ってはおりません。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

ちょっとその除染の方法も含めて聞いているのですけれども、どういう形とっていましたか。土砂だけですか、土だけですか。そして水とか使っていないのでしょうか。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

まず土砂の除去ということが中心になっております。側溝も一部ございましたので、そこは土砂を除去し、あるいは当時、ある程度土砂を、全部取りきれませんので水を使って側溝の部分は流してきれいにするというふうな形まではやっております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

規定によりますと、その除染した時の水は回収するという事になっているはずですが、回収した形跡がないでただ垂れ流しているような感じ受けるのですが、その辺はどうでしょうか。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

側溝につきましては回収ということまではしておりませんで、確かにそのまま流していると、流して洗ったという形にはなりません。それで、その先に溜まるということには確かになるわけですが、危険なところからはまず一旦は排除していくという形でまず行ったということになります。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

除染には業者使ってやっているはずですが、その時は除染計画という計画書を出しているはずなので、それについてチェックはしていないのですか。そのやり方に対する、法律的にどういうふうなやり方をやらないか、例えば水を使った場合はその排水は保管するようにしないかとか回収しないかとか書いてあるのですか。その辺のところまではやっていないのですか。業者任せなのではないですか。どうなのですか。

議 長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

こちらでは、まずそのある部分を除去するというを中心に考えておりますので、業者と当然打ち合わせしながらこういう形でやっていただくということで洗ってもらう、いわゆるお掃除、掃除の延長といたしますか、そういう形で当時はやったということになります。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

いや、2年経って高いのがあるというのは、ちょっと私いろいろ考えてみたのですよ、何でこうなのだと。除染したと町当局は言っているのに現実には除染された結果とはちょっと逆の結果が出ているわけですね。除染していないのではないかと逆に思ったのですよ。一つ考えるのは、やはり水使った場合、やはり水使ってやった場合は下水に入るし、天気がいい時はどこかその辺の周りから飛んできたものが体育館なり屋根なりに付いて、それが雨降って落ちてきて側溝に溜まったとかね、いろんな方法が考えられるのですけれども、そうした場合、やはり一番気を付けなければいけないのは子供たちの健康ですから、教育施設のチェック、測定、どうも、たまたまちょっとこの前小学校行ったら教頭先生も測ってはいるらしいのですが、やはりもう少し小まめに、一回もう土壌とか全部やったから大丈夫だという話ではなくて、やはり今天候だ何だで状況が都度変わらと思うのですよ。そうした場合、どうしても泥のある側溝というのは放射能が溜まりやすい、どうしてもそれが蓄積すると放射能の濃度が高くなっていくという心配があるのでね、定期的に見る、それと本当に大丈夫か、全部の小学校なり中学校なり確認するとか、そういうことをもう少し対策室で計画を立ててやってほしいのですよ、緻密に。校庭の土砂取ったから終わりではないのですよ、これは。建物にもくっついているのですから。壁にも、屋根にも。その辺の計画を聞きたいのですが、いかがでしょうか。

議 長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

ホットスポットがやはりどうしても残っていたということで緊急的にまた除染は一部水路は行いました。その際に、併せましてもう一回学校、それから保育所、幼稚園の、これまでも調査したところだったのですが、そういったところも含めてもう一度、例えば学校の裏のあたりとかそういうところも含めてもう一度調べました。その結果、今のところは0.13マイクロシーベルトを超えるようなところは今のところは確認はされておられません。今後もっと緻密にということですので、緻密にその辺は今後も定期的に調査して参りたいというふうに思います。毎月、いづれ定点、除染したところも含めてですが、やってはいるつもりでございます。そういったのも踏まえて、また更に緻密に調査をしていきたいというふうに思います。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

是非お願いします。平泉町の広報にはもう全然安心だという数値しか出ていないものでね、ところが、実はそういったホットスポットがあるということなのですね。何でこういう話するというと、一関市あたりでもホットスポットについては随分除染に力を入れているのですよ。なぜ一関市がやっているかということ、市長さんが熱心なのですよ、市長さんが。先頭に立ってやっているのですよ。放射性物質に汚染された廃棄物の処理につきましては、迅速にこれを進めて参りますというような、これは一関地区広域行政組合議会での所信表明でしたけれども、トップがやる気にならなければとだめなのですよ、下が全然動かないのですね、町長、どうですか、本気になってやる気ありますか。その辺、はっきり教えてください。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

放射線の問題については、大変私も心配しているところでございます。特に学校関係、今回の部分、ホットスポットがあったということで報告を受けまして、その対応も今、その時点で確認はしております。いずれ、今後も調査はきちんとして子供たちの安全は本当に十分配慮といえますか、命を守るという立場でこれからも続けて参りたいというように考えております。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

それと、先日、新聞に出ていましたけれども、一関市では除染作業に力を、自治会がやるようなことを言っていましたね。一関市全体ではホットスポットが6,137カ所確認されていると。ということは、平泉町は面積が少ないからどうか分からないですけれども、このぐらいあるということは、平泉町が何十カ所というレベルではないということをお願いなのです。もっとあると思いますよ。だって、正直言って自治会で掃除しますよね、春と秋。なんか間違えて今回、うちの方でちょっと泥上げをやった場所があったのですね、そこに行って測ったらやはり高い。やはりあるのですよ、そういった場所がいっぱい、泥、泥、とにかく泥、だからその泥をどういうふうに回収していくかということも放射線対策室の仕事ではないですか。ただ平泉町民にその辺、放射能高いところの近くを歩かせておいたり、それは町長の所信と逆でしょう、徹底してやっただけならばだめでしょう、1個1個詰めて。いかがでしょうか。ちょっと室長、意欲というか、やる気というか、ちょっと表明してください。

議 長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

側溝の土砂につきましては、確かにそのとおりだと思います。例えば屋根などから側溝を通っ

て土砂のところに最終的に集積していくという形になりますのでそこが高くなるというようなことです。それで、こちらでは、対策室の方では昨年、それから今年もそうでしたが、一応昨年は小学校の半径500メートルのいわゆる通学路を測定する際に、併せて側溝の、いわゆるグレーチングのところですが、空間線量でしたが、一応測りました。当時三十数カ所だったと思います。今年も、まだ全部終わっていませんが、一応同じような形でグレーチングのところを測っております。空間線量なので必ずしも水などに遮蔽されていると、正しくは中のものとの放射能汚染との関係というのはなかなか難しいところあるのですが、いずれそういった形で把握してはいるつもりです。

それで、今年見た限りでは、空間線量では50センチの高さのところでは0.23を超えているところは今のところは確認はされておられません。そういう形で一応確認作業は行っているということはやっております。それで、側溝の土砂については、やはりそこを上げるということになった場合にそれをどのように処理していくかということが非常に悩ましい部分でありまして、どこも、その付近に埋設するなり一時保管するなりというふうなことがとればよろしいのですが、それがすぐやるという場合にはなかなか難しいという困難な問題を抱えておりまして、そこら辺の解決がなかなかできかねているというのも現実でございます。したがって、その辺については3市町の会議などでもこれまで何回も協議されて、どのようにそこら辺を処理していくかといったようなことを考えてはいるわけですが、なかなか有効な手段というものが見出せないというのが現実です。一番は、やはり一旦そこに置いたとしても、それを最終的に何年後に最終処分に持っていけるかといったようなことが一番の課題になっております。それが国の方から一向に今のところ示されておられません。一関はじめ国に対してその点を強く要望しているわけですが、今一つ示されておらないというところが最大のネックになっておりまして、そこら辺を踏まえて考えていくということになります。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

それを決めるのが対策室の仕事でしょう。あれができない、これができないばかり、理由ばかり言っていて2年間も過ぎているのですよ。いいですか、町長がやると言ったのだったら対策室はやらなければだめでしょう。トップがやるというのに対策室がいろんな理由を述べてやらないことは非常に問題ですよ。いいですか、国が最終処分場を決めてないと、今、方向決まっていますけれども、だったら中間を平泉町内に置いてやればいいではないですか。それを決めることなのです。町長、どうですか、決めてくださいよ。はっきり答弁をお願いします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

側溝の土砂については、私も環境省に直接行って担当の方をお願いをしました。でも、その時の返事も明確な返事はないと、今でも質問書を出しておりますが、その質問書にも明確に書かれ

ていないという中で、県内もですが、宮城県もこの間、行ったところ同じような悩みをみんな抱えているというところで、その中間処理についても方向性がないところですので、そこはまた、いずれ国の姿勢なり考え方というのが、やはり我々とすれば基本になるのかと。ただ、そこで先程申し上げましたとおり、空間線量を測っておりますので、ただ、土砂については大変汚染はされていると思いますけれども、空間線量までは影響ないということなので、まずは大丈夫かというふうな判断をしております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

町長もやると言いながらできない理由はしっかり述べてもらいますけれども、では校庭の土砂、どうしたの、あれ、校庭の中に穴掘って保管しているでしょう、今、できないことないではないですか。頭を使ってくださいよ、少し、知恵を出してくださいよ。町民の生活が侵されているのですよ。知りませんよ、病気になる人が出てくるかもしれないですよ。そういう場合どうするのですか、早急にやらなければだめでしょう。どこか場所を選んで、そういう場所を穴掘っても何しても、とにかく一時的にまず置くと。校庭だって全部穴掘ってやったでしょう、平泉小学校の土砂だって中学校の校庭に持って行って入れたでしょう。そのぐらい考えてもらわないと困りますよ。2年間何やっていたのですかと言われるですよ。普段からただいるというようなことでは困ります。町民のために仕事をしていただきたいという思いが強いので午前の質問は終わります。

議長（青木幸保君）

それでは、質問の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

議長（青木幸保君）

再開をいたします。

引き続き一般質問を続けます。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

では午前中に引き続き質問させていただきます。午前中の話まとめますと、町長は最初、除染についてはやるという話で進んでいましたけれども、最後に0時ちょっと前になったら、環境省との話はしているけれどもどうもうまくいかないような話ね、答弁しています。なんか矛盾があるのですよね、言っていることが。コロコロ変わるという、町民の皆さんが言っていることそのままだと思うのですが、しっかりした考えを持って進んでほしいのですよ。やるのだったらやるのですよ。一関市は自治会除染やっているのですよ、もう。どういうふうにしてやっているか知っていますか。そんなことも知らないでできない、できないばかり言っているのではないで

すか。いいですか、一関市はホットスポットが6,137カ所、ホットスポットがですよ。ということは、これの5倍から10倍の箇所を調査しているわけですよ。もっとかもしれません。平泉町、何カ所調べたと言いましたか、さっき450カ所調べて5カ所ほどしか出ていない、ホットスポットね。ということは、これ10倍やったら10倍出る可能性あるわけですよ。だからね、対策室の仕事がちょっとあまりにもラフなのですね。もう少しきめ細かく町内、教育施設はもちろん、一般、我々町民が住んでいる住宅とか、大体もう何カ所も測っていれば怪しそうな場所というの分かるのではないですか。泥があって溜まっているようなところ、そういうところを中心に測ってみたいのではないですか。

私、素人ながらに実は自分の自宅の近く20カ所、30カ所ちょっと測ってみたのですよ。そうしたらやっぱり高いところと低いところがはっきり、何となく私なりに感じて分かるのですよ。下水でも泥がなくて水がすーっと通るような場所、ほとんど高くない。ところが、泥がいっぱいあるような場所、これがやはり高いというのが私の感覚ね、だから、実際分かるのですよ、測ってみるから、場所、場所によってね。ということは、そういう場所の泥の処置をどうするかというのが問題なのですよ、除染した場合。それを私は聞いているのですよ。これをやらなければだめだよと話しているのですけれども、町長は環境省と話、頼んでいるのだけれども、今のところできないという話しかしないわけでしょう。であれば、その泥を町有地なり何なり場所を決めて集めて保管する、だって、校庭だってやっているのではないですか。そういう知恵を絞ってやるべきではないですか、いかがですか、町長。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

側溝については先程ご答弁申し上げましたとおりでございます。ただ、泥の処理を今の1カ所、どこか町有地というふうな話がありました。実は今回の除染した土砂について、汚染されている土砂について、当初、町有地の旧大沢のごみの処分場の跡地をとということで何度かお話を申し上げましたが、なかなかご理解を得られなかったというのが事実でございますし、他の自治体もそれにまだ苦慮しているというふうな状況でございます。ですので、その辺はこれからまた別に行うべきものなのか、あとは環境省の土砂の処理についての方針が出てくるものというふうに私は思っております。

それで、土砂については先程申し上げましたとおり、表にといいますか、高さ的にも大丈夫、低減化されているというふうな状況を見ますと、そう早急に対応するという状況ではないのかと。ただ、当然出る、出た数値については当然に処理をしていくということになります。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

できない理由をいくら聞いても先に進まないのですよ。一関市はやっているのですよ、事実。これについて、ではどういうふうな説明するのですか、やっているのではないですか、事実、隣の

町で。何で平泉町できないのですか。この理由をでは説明できますか、もうやっていますよ、11月24日の新聞に出ています。できないことはないのですよ、やって。何でそういういい加減な答弁するのですか。だから町民が不信感持つのですよ。最初はやると言ったではないですか。そのあとにできない理由言ってコロッと変わる、そういうの詭弁というのですよ。だめですよ、そんな答弁では。信頼がなくなりますよ。おかしいですよ。どうなのでしょう、一関ではやっている、実際泥もちゃんと処理している、何で平泉町、では室長、どうですか、平泉町はできないのですか、同じように。いかがですか。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

こちらではホットスポット、限られた調査地点ではありますが、450カ所くらい一般宅地については調べて、その結果5カ所ほどあったということで、基本は所有者の方にやっていただくということを基本にしておりますが、どうしても家族構成などで高齢者だったりとかなかなかできかねるという場合は、こちらで直営で行って除染のお手伝いを一緒にやりながら対策はとっているつもりでございます。やり方は様々あると思います。こちらでもいわゆる地域コミュニティといいますか、地域の方々と一緒にというふうな方策もその一つかというふうには思います。ただ、箇所数が比較的限られていたということでございましたので、こちらで行ってやった方が処理とすれば早く終われるかということで、こちらで行って処理したケースもあったということでございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

答えになっていません。一関市でやっているのに平泉でできないのかと聞いているのですよ。やる気がないのかどうか、やる気がないとしか聞こえませんよ。答弁になっていないではないですか、質問に対して。いいですか、町民の命、健康がかかっているのですよ。対策室がもっとしっかり計画を立ててやってくださいよ。手ぬるい、やり方が。平泉町内1,000カ所、1万カ所全部測定してくださいよ、危ないと思われるところ。450や500カ所で納得している町民いませんよ。最も測っていない場所が多いから安全だと思っているのでしょうかけれども、実は。だけれども、実態は違うと思いますよ。ちょっと測っただけでホットスポット出てきましたからね。それは対策室の仕事として頑張ってください。お願いします。

次に、町民懇談会で放射線検査の要望出ています。これについては対応しないのか、今、中学生以下、尿検査とかやっているのですけれども、一般人、どうも具合悪くなってきたような人もちょっといるような感じも私は受けたものですから、その辺、どういうふうに考えているのか、それから以前、ホールボディカウンターの請願、この辺も出ていましたけれども、この辺もやはり安全に安全を考えて別の方法でも実施できないものかどうか、健康検査ですね、調査ですね。その辺、いかがでしょうか。

議 長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

放射線による健康影響調査につきましては、4歳から15歳までのお子様方の尿検査ということで平成24年度実施したところでもございました。結果的には、ほとんど健康の影響、健康に影響を及ぼす範囲内ではないということですが、若干検出された方もあったということでもございました。平成25年度、本年度も引き続き、この度の12月の補正予算をお願いしているところでもございますが、4歳児から15歳までの健康影響調査ということで引き続き尿検査を実施して参りたいと思いますし、特にお子様方4歳児の部分につきましては、昨年度で3歳未満だったことですから、4歳で初めて、4歳からということなので、その方々を中心に、あと各学校施設の先生方ともお話を進めながら、安心のためにも尿検査を実施していただくというようなことでも進めたいと思います。それから、一応4歳から15歳までの範囲です。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

私が質問したのは大人の人も含めてという質問しているのですよ。全然質問に答えていない、聞いていないのですか、質問。それと、尿検査以外の検査はどうか、それからホールボディカウンターでの検査どうかということも聞いていますよ。質問にちゃんと答えてください。どうかですか。

議 長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

先程申し上げましたとおり、4歳児から15歳の方の尿検査を実施するというところでもございますし、一般の方というお話でもございましたが、ここの部分につきましては、福島での検査状況といたしますか、それらを見ながらの対応というふうに考えておりましたが、福島県内でも18歳以下、36万人を対象とした甲状腺検査の方でもございますけれども、これについて若干甲状腺癌という判定を受けた方もおりましたけれども、国で言っているのは他の地区、福島以外の地域でも同様の検査を実施したけれども、甲状腺に係る分についての膿疱とか結節性甲状腺腫の発見率の増加が特に福島が認められた、多くなったということでもないというようなことで、放射線の影響とは考えにくいというような評価が出されているところでもありますことから、これらを引き続き福島県の動向等を注視しながらというふうに考えておりますし、ホールボディカウンターにつきましては、岩手県としてはより精度の高い、精緻な尿検査での対応ということでございますので、当町といたしましても尿検査で対応しておるところでありますので、ご理解をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

大人の人もやはり全くゼロということではないのが事実なので、やはり町民の中でもそういう方が出てくる可能性が無きにしも非ず。ということは、安心安全を考えればやはり大人の人も検査すべきではないかと思うのです。町長、いかがでしょうか、放射能対策についてはかなりやるというお話があったのですが、環境省との打ち合わせでやらないという話になったり、なんか右往左往していますが、いかがですか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

今回、子供を中心に行ったという理由について、やはり子供が一番その影響が大きいということだったものですから子供を対象に行ったということでございます。いずれ、大人についてのご質問でございますが、まだ子供の方が影響力が、一番影響があるということですので、その辺を見ながらやはり今後検討はしなければいけないというふうには思っています。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

では大人はやらないということで、はっきり言ってください、回りくどい答弁しないで。そういうことで、ちょっと放射線対策室が縮小するような話も聞いたものですから、こんなことでは平泉町の放射能対策はまだ中途半端ですよ、もっとしっかり仕事をやらしてもらわないと困る。だから、そういう人員減らすとか何とかというのはもうもってのほかですよ。むしろ増員して徹底的に調べてそういった泥の対処とかやってほしいのです。それを町長にお願いして次の質問に移ります。

さて、学校の話ですが、先日、私、放射能汚染の件で平泉小学校を訪問した時、偶然ですが、6年生の英語の授業があるということで授業参観させていただきました。電子黒板を有効に活用し、マーク先生と担任の先生の指導のもと、生徒たちは楽しく学んでいました。岩淵教育長は英語教育の前倒しについて、県内教育長のアンケートに後ろ向きと感ずる理由を述べておられました。非常にながかりしました、私は。金ヶ崎町の教育長は、小学3年生に前倒しし教科化します、グローバル化対応ですと前向きな発言をしている、これは一つの例です。全部で32人でしたか、県教育長以外ね、32人ですが、前倒しすべき、教科化すべきは12名、現行どおりは16名、その他4名、教育長は現行どおりと、この件について岩淵教育長の考え、お伺いします。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

11月25日付けの地方紙の中で33市町村の教育長に対する教育改革アンケートの結果が公表されました。今お話しのとおり、英語教育について私は現行どおりというふうな回答をいたしました。その理由として、ここにはたった1行、前倒しの影響論議が不十分、課題も山積、たっ

たこれしか書かれていません。私は別紙でその理由ということについて詳しく付け加えて日報の方に送ったところであり、その中身であります。現行の学習指導要領では小学校の1年生から6年生までの1週間の授業時間が定められております。例えば、4年生から6年生は週28時間あります。これが英語が教科として加わるということになると、今の英語活動の時間1時間ありますから2時間プラスということで30時間になるというふうなことであります。そういうふうなことを考えて子供たちの学校生活を考える時に、果たしてその時間が増えることがどうなのかという論議は私はまだ聞いておりません。文部科学省では純増という考え方があります。つまり、ほかの教科等の時間を減らすのではなくて、今言ったように積み上げるという形です。そのことが子供の生活にどのような影響を及ぼすかというふうなことは、やはり論議しなければならないであろうと。

それから、もし純増ではなくて何かを減らすということになれば、これはまた大事であります。算数減らしていいのか、国語を減らしていいのかということは、これはもう明らかにいろんな論争が巻き起こるであろうというふうに思います。そうした問題、それから一番大事なのは、先程出ましたけれども、指導者の問題であります。小学校の教員は英語の免許を持っているのは町内で2人というふうなお話をしました。そのうち、中学校で英語を教えた経験のある方は1人あります、4年間あります。56歳ぐらいの方ですから、ほぼずっと小学校で勤務していると。現在、中高の免許持っている方も他の教科ありますが、多くの方は小学校免許しか持ち合わせていません。というようなことを考えると、私は専科教員を配置するというふうなことが必須であろうというふうに思います。研修を積み上げてということもありますが、英語の免許を持っている方を小学校に配置すると、加えて配置するということが必要であろうと。このことは、平泉町単独でというふうなことではなく全国的な問題であろうと思います。そういう問題もあります。

それから、ALTの小学校への配置、指導内容、評価の問題、考えなければならないことはたくさんあるわけであり、そういうふうなことで課題山積というふうなことで、2020年度にはスタートしたいというふうなことなわけですが、今ここでアンケートに答えるとすれば、現行どおりというふうなことを考えているということでもあります。

確かに、こういうふうに出ますと消極的ではないかというふうに捉えられるということは非常に私も危惧いたしました。たったこれだけの表現しかないというふうなことでありますから。私は、教科化云々というふうなことについてということよりも、小学校で英語を学ばせるということは大事なことではあるというふうに思うのですが、間違っても中学校の英語教育の前倒しという形は避けるべきだというふうな考えをしております。そのことによって英語嫌いが出ると、例えば書くとか文字とかそういったことがどんどん導入された時に、もういやだというふうな、そういう子供を小学校でつくってはならないだろうと。そういう意味において現在、異文化理解を図りながらコミュニケーション能力の素地を養うというこの外国語活動の目標、目的というのは、小学校の英語ということ考えた時に非常に相応しいのではないかと、いうふうに私は考えているというところでもあります。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

よく分かりました。私もこの教育に関しては、特に今回、県内の教育長のアンケートが出ていましたのを見まして、国ももうこういう方向でいこうという発想、文部科学省ではね、いるわけです。なぜなのだろうと考えてみたのです。今、やはりグローバル化なのです、グローバル化。例えばですよ、ちょっと表現が適切かどうか分からない。東大は日本で一番の学校だよという話になっていても世界的に見ると二桁、20番、30番ぐらいなのです。なぜか、これは教育がガラパゴス化しているのです、日本は。台湾はもう小学校1年生から英語をやっていますからね。韓国は小学校3年生、中国も3年生ぐらいからやっています、英語教育。日本だけなぜ、私なんかもずっと中学、高校、大学と英語ね、一応勉強した方なのですが、大してやはり分からないですね。それが日本の英語教育なのです。そういうことを変えよう、一つは多分教育改革の一環だと思うのです、発想を変えなければいけない、仕組みを変えなければいけないということが小学校の英語教育ということにまず来ているのではないかと思うのですね。やはりグローバル化に対応する、そのグローバル化という話も先程も最初の質問で話しましたがけれども、世界文化遺産登録とかILC、こういったことで外国人がやはりかなり多く来る機会がある、特に平泉は。ケネディ大使も来ましたからね。やはりそういう町なのです、平泉は。だから、平泉町として先駆として、最初先陣を切ってこういう教育をやりましょう、やりますよ、県教委予算出せ、そのぐらい教育長、積極的にやってもらいたいのですよ。現行どおりではだめです、はっきり言えますます遅れます。子供たちがかわいそうです。彼らはすごい能力持っているのですよ。小さい頃から英語やったからといって日本語下手になるわけではないです。どっちもできるはずですよ、それなりに。そういう大人の発想で物事を考えてはだめだと思いますよ。教育長、いかがでしょうか。

議 長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

教育委員会議の中でも英語教育については大変意見を交わす時間の長い、そういう問題であります。小学校の英語教育というふうな今回のご質問ですので、そこにちょっと絞り込んで話をしますと、この前、大内議員が平泉小学校の6年生の英語活動を見ていただいた、大変ありがたかったと思いますが、現行の中でも工夫はできると。平泉町として何ができると、一つはネイティブスピーカーを日常的に子供が触れ合うようなそういう環境設定をすべきであろうと、そのことについても教育委員会議でもお話をしております。どの程度そういった形をとれるか、例えば英語の活動の時間だけではなくて日常的に学校の中に一定程度の時間、ネイティブスピーカーがいるというふうなことが、あるいは幼稚園、保育園は大変子供たちが喜んでまわりつくわけがありますが、そういったような環境づくりをするということ、何ができると、そういうことを考えていくのが、県への要望というのは別として、それは別として内輪のところで何ができると

ということをこれから考えていかなければならないというふうに思っているところでありまして、少しでも前進したいと、その中でというふうなことでありますから、ご理解いただきたいと思えます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

なんか新聞のアンケートよりも随分前向きな答弁で少しは光が見えたかという気はしますけれども、県への要望というのは、やはり平泉町としてこういう環境だから是非英語をやりたいということも、やはり手を上げるということも大事だと思いますよ。そうすれば県でも、県教委でもかなり研究していますから、秋田の国際教育大学とかとですね、先生呼んで研究しています、いろいろ英語教育に関しては。ですから、そういう意味では岩手県も秋田県もすぐ近くなものですから行けるし、あとは多分先生の研修みたいなものもやったらいかがですか。なんか日本教育新聞なんか見ていると学力向上で地域振興なんていってね、秋田県の北の方らしいのですが、白神山地のちょっと手前ぐらいのところですね、教員の研修を地域振興、要するに観光ではないな、研修を企画しているのですね、観光課なんて学校訪問、授業の内容確認、そういう先生方を20人とかの人数で呼んで見せて、旅費とか交通費とかいろいろその辺は取るのでしょうかけれども、そういう教育研修というのはやはり必要ではないでしょうか。そういうのも含めて、私は県教委に対しては平泉町を教育特区にしてくれぐらいのことを言ってもいいのではないですか。今までの既成の現行のあれにとらわれない、英語を少しやれるような時間を増やすとか何とかね、そういうことも含めたある程度の自由度を持った教育ができる、英語教育ができるそういう教育特区を県教委に申請したらいかがでしょうか。そういうことも、一つの提案ですけれどもあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。子供たちの将来は平泉町の教育にかかっています。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（青木幸保君）

これで大内政照議員の質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、升沢博子議員。登壇質問願います。

1番、升沢博子議員。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

それでは、先に通告しておりました三つについて、ただいまから質問をいたします。

1番、発災時の防災計画に基づいた対策について、本年3月に改定されました地域防災計画によれば、近年の新たな災害に備えて住民の責務として自らを守る自助の意識を高めるとあります。そこで、急速な高齢化が進む中、災害発生が予想される地域住民への速やかな情報伝達による安全安心な暮らしが望まれています。土砂災害防止法に基づく急傾斜地などの危険箇所の住民に対

する周知はどういった方法でやられていますでしょうか。災害発生時の避難指示系統はどうなっていますか。避難指示はどのタイミングで出されますか。土砂災害ハザードマップの内容についてを、内容はどういうふうになっておりますか。自主防災組織の育成がうたわれていますが、連絡組織をつくり全町的な防災意識の啓発の行事を行う考えはありませんか。

2番目として、洪水の時の河川の安全管理について、度重なる矢の尻川の氾濫により宅地が侵食され、建物への被害が想定される地域への危険区域指定とその対策はどうでしょうか。内水による浸水の原因となる河川への強制排水機場建設の見通しはどうでしょうか。平成18年に作成の洪水ハザードマップの見直しはないでしょうか。

3番目といたしまして、道の駅整備基本計画についてお伺いします。

開業まで2年間の農産物生産出荷者の育成計画はどうなっていますでしょうか。施設園芸用ハウスの補助を行っているようですが、その成果と課題はどうなっていますか。加工品開発の計画はどうでしょうか。意欲のある人への支援の考えはありますか。今回の道の駅の経営は株式会社方式というふうに報告されていますが、農業生産物出荷部門についてもその形をとるのでしょうか。最後に、柳之御所整備と併せて県はガイダンス施設を整備するとしています。無量光院跡、柳之御所跡など重要な遺構発掘調査が進む中、その展示解説施設としてのガイダンス施設の重要性は高く、道の駅との連携が理想と考えます。建設時期が当初とは違ってきているようですが、今後の見通しはどうなっているでしょうか。このことについて質問いたします。

簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、升沢博子議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1番目の発災時の防災計画に基づいた対策についてでございます。

初めに、土砂災害防止法に基づく急傾斜地などの危険箇所の周知方法についてお答えをいたします。

町内におよそ90カ所あると見られております急傾斜地崩壊危険箇所は、土石流危険箇所については、平成18年3月に各家庭に配布しました平泉町洪水避難地図により住民への周知を図っているところであります。なお、土砂災害防止法に基づいて土砂災害、いわゆる急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りのおそれがある区域の指定については、都道府県知事が市町村長の意見を聞いて設定することとされておりまして、危険箇所の基本調査が終了した箇所から地元地権者等への説明会を開催し、随時土砂災害警戒区域等の指定を行っているところでございます。

次に、災害発生時の避難指示系統と避難指示についてお答えを申し上げます。

避難情報の種類につきましては、避難準備情報、避難勧告、避難指示の3段階が定められているところでございます。避難準備情報や避難勧告、避難指示の発令につきましては、災害等の種類により若干異なりますが、気象予報、警報、土砂災害警戒情報の発表、短時間かつ局地的な集中豪雨等により崖崩れ、土石流、地滑り等の危険性があると判断された時に、また、気象台や関

係行政機関から災害に関する通報があり、避難を要すると判断された時に発令するものでございます。災害情報の迅速な収集と避難を要する地域の早期の実態把握を進めながら、災害対策本部長であります私が時機を失することなく発令することとしているところでございます。今回、伊豆大島の災害を教訓に現在、岩手県や気象台、また、国などとの情報連携、緊急連絡体制の強化、整備を進めておりまして、より迅速な情報の伝達収集と避難情報など、防災行政無線を核とした災害情報の周知に努めますと共に、自主避難者などへの対応強化につきましても推進し、住民自らが適切な行動をとれる態勢整備に向けた取り組みを推進して参りたいと考えております。

次に、土砂災害ハザードマップの内容についてお答えをいたします。

当町では、土砂災害ハザードマップとして単体での作成はしていないところで、平成18年3月作成の洪水ハザードマップに土石流危険区域、土石流危険溪流の指定箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所など、土砂災害に関する危険区域等も図面に示しているところであります。洪水ハザードマップは、避難場所の掲載などと併せ平泉町の総合的な防災マップとして整備したものでありますが、今般の一関遊水地堤防の完成などに伴う浸水想定区域の見直しも必要となりますことから、土砂災害区域に関しましても併せて今後見直しをしていく予定であります。

次に、自主防災組織の育成と全町的な防災意識啓発についてお答えをいたします。

本町の自主防災組織につきましては、議員ご承知のとおり平成25年12月現在、20行政区で設立されており、地域の実情に即した活動がなされております。自主防災組織育成のための取り組みといたしましては、県の地域経営推進費を活用し、町内の自主防災組織を対象として防災に関する講演会を来年2月に予定しておりますし、自主防災組織のリーダー等を対象としたセミナーへの派遣も来年1月に事業化しており、リーダー養成と防災意識の啓発を図っているところでございます。また、町内各自主防災組織をつなぐ連絡組織の必要性につきましては、十分認識しておりまして、各代表者からご意見をいただきながら設立に向けて準備を進めて参りたいと考えております。なお、防災意識啓発のための全町的な取り組みにつきましては、連絡組織が設立された時点で改めて検討したいと考えております。

次に、2番目の洪水時の河川の安全管理についてでございます。

初めに、矢の尻川の氾濫による危険区域指定についてお答えを申し上げます。

河川の氾濫による危険区域の指定としては浸水想定区域が考えられますが、今回のように立木により川が閉塞したことによる場合は該当しませんので、難しいと思われれます。

次に、その対策についてであります。議員のお話の内容から考えますと、公共土木施設災害復旧事業を活用して崩壊した河川護岸の復旧方法が早期に実施できると考えております。

次に、内水による浸水の原因となる河川への強制排水機場建設の見通しについてお答えをいたします。

北上川の洪水に伴う内水被害対策については、県、国土交通省岩手県河川国道事務所、東北地方整備局、国土交通省及び県選出の国会議員にそれぞれ要望しているところであります。その結果、事業実施に向けて国と県等の間で協議が進められているとの情報が入ってきておりますので、国、県よりの正式な連絡があり次第、町としても対応して参りたいと考えております。

次に、洪水ハザードマップの見直しについてお答えをいたします。

現在の洪水ハザードマップは、平成18年3月に作成したもので、浸水想定区域等につきましては当時の国のデータを使用して作成しております。先程申し上げましたが、現在、国土交通省岩手河川国道事務所では、北上川流域の浸水想定区域の見直しを行っておりますことから、国の見直しが終了し、その成果が示されたあとに浸水想定区域と併せて、土砂災害区域に関しまして今後見直しをしていく予定でございます。

次に、3番目の道の駅整備基本計画についてでございます。

初めに、農産物生産出荷者の育成についてお答えをいたします。

道の駅への農産物生産出荷者には、2年後の開業に向けて農産物の品揃えと質・量共に確保できるように、町内の農家の皆様方にJAが実施している種苗や資材購入等への補助と、町が実施しておりますビニールハウスの補助事業導入を呼びかけ、更に農業改良普及センターやJAと連携し、講習会等を取り組む計画であります。また、現在、準備を進めております道の駅の管理運営組織の皆様と共に十分協議し、生産出荷組織などの体制づくりに努めて参りたいと考えております。

次に、施設園芸用ハウスの補助事業についてお答えをいたします。

今年の10月から補助事業として進めている施設園芸用ビニールハウス整備への補助については、現在2件の申請があります。当初の予想よりも申請件数が少ないので、今後、更にハウスでの園芸作物の栽培方法などの情報も含め、農業者へのPRに努めて参ります。

次に、加工品開発に意欲のある人への支援についてお答えをいたします。

農産物等の加工品開発については以前から取り組まれており、どぶろく特区や地場産品を加工したグルメコンテストを開催するなど、開発に取り組んでおります。なかなか大ヒット商品とまではいかないようではありますが、町としてはこれまで以上に六次産業化や加工品開発に意欲のある団体や個人、または加工グループの後継者の育成を図ると共に、更には商工業者も含めての新商品開発の事業も検討中であり、今後、そうした講習会や加工品開発と生産の支援に一層取り組んで参ります。

次に、農業生産物出荷部門についての形態についてお答えをいたします。

道の駅の整備につきましては、今までも説明してきたとおり、公設民営で進めようとしている事業でございます。施設は町で建設しますが、その施設の管理運営は町内の民間の方々をお願いすることで町内の農業関係者と商工業関係者等に意向調査を行い、経営に参画する意欲のある方々で道の駅平泉、仮称ですが、平泉運営体制検討懇話会を立ち上げ、現在、管理運営主体となり得る団体の設立に向け育成を図っている状況であります。その話し合いの過程で、第三セクターや組合方式ではなく株式会社を立ち上げ、道の駅を管理運営していきたいという方向性が決定したところでございます。

平泉の道の駅は、農業者、商工業者も含め平泉全体を活性化させることを目的としておりまして、その中でも中心となるのが産直であり、道の駅の大きな魅力となるものだと考えております。その中心となる農業生産物出荷部門も同様の株式会社方式をとるのかというご質問でございます。

が、産直部分の管理運営には農家とのネットワークやコミュニケーションが最も重要であると考えますことから、現実的には株式会社の下に生産農家団体の組合組織のようなものを配するのが望ましいと考えておりますが、今後、生産者の方々からご意見をいただきながら検討して参りたいと考えております。

次に、県が計画しているガイダンス施設についてお答えをいたします。

道の駅の事業主体であり認定者でもある国土交通省は、道の駅が全国で1,000カ所を超えたことから、今後建設する道の駅については、地域の特徴を最大限に生かした施設を重点に認可していくとしております。世界遺産登録された平泉の道の駅の場合、史跡との一体整備がそれに当たるものだと考えております。この要件は、建設予定地が柳之御所遺跡に隣接していることである程度クリアしているものと考えられますが、国土交通省としては、平泉の道の駅をより特色のあるすばらしいものとするためには、ガイダンス施設と一体的な整備をすることが必要であるとしております。

平成19年3月に岩手県教育委員会が策定した史跡柳之御所遺跡ガイダンス施設仮称基本計画によれば、柳之御所遺跡を中心としながらも世界遺産や平泉遺跡群全体の総合的案内をし、更には隣接する道の駅との動線も考えながら見直しなども行うとなっております。その中で、建設年度は明確になっておりませんが、当時は平成28年度には建設に入りたいというお話をお聞きしておりました。しかし、現在では、東日本大震災以降、それに伴う復興予算と国体開催のため、ガイダンス施設建設の時期がいつになるかは未定であると伺っております。平泉町といたしましては、むしろ国体が開催されるこの時期にこそ、また、復興の目玉としてガイダンス施設がオープンする意味があるものと考えておりますことから、岩手県並びに岩手県教育委員会に対し強く働きかけをしていく考えであります。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

それでは、再質問をさせていただきます。

本年は特に10月の伊豆大島の災害ということで、たくさんの尊い命が失われてしまったというニュースに日本中がびっくりしたところであります。平泉町におきましても、7月の豪雨災害によりまして孤立した地区があったり、田畑が冠水したりとか大きな被害があったわけですが、平泉町に土砂災害が想定されている急傾斜地域指定箇所が、さっき町長がおっしゃいましたように全体では90カ所ほどありますが、特に緊急というか危険な場所として9カ所ほどあるということで、ここの平泉町地域防災計画の中にその場所が書かれております。それで、実際、今回、大沢地区の2カ所、そこは指定されているようですけども、指定の戸数は10戸というところでそこを調査いたしましたところ、非常に危険であると。確かに県が指定をして、そしてここは危険な箇所だという立て札が確かに立てられております。今年の短時間集中豪雨というものが発生した時にあの場所が孤立したわけですね。昼間、明るいうちの雨でしたので、そこの住民は、

これは明るいうちに避難をしたいと考えたわけですが、そのことを区長を通して問い合わせたところ、まだ災害対策本部が敷かれていないので避難場所には行けないと。実際に通行不能になっていますから行ける場所ではないので、民間の施設に、民間の旅館に部屋をお願いしたという経緯を聞きました。実際、人間の心理として明るいうちに、この雨がいつやむか分からないと、そういう危険な箇所を自分の家が背負っていると、そうなった時に、やはり今この明るいうちに避難したいと思うのが人間の正直な気持ちではないでしょうか。そういった時に、そこに対応するやはり手だてというか、そういうことを、もちろん自主的にということもありますが、町は住民の命と財産を守る義務があるわけですので、そこについてどういうふうなことをするべきかということをやはり考えていただく、このことについてちょっとご回答をいただきたいと思います。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

ただいま升沢議員から、大沢地区で発生した一時孤立の対応についてのご質問でございますけれども、このような内容での問い合わせ、申し合わせがあれば、もちろん町といたしまして対応すべき案件でもございます。ただ、このことにつきまして、中心となる組織、課は総務企画課でございますけれども、情報を受けているという事実を確認できませんでした。ということで、これに対しては今、議員の方からお聞きしたというような状況でございます。いずれにしましても、そういう状況があれば自主避難ということで明るいうちに、それぞれ住民の方々の感情としてまだ足もとが悪くならないうちに避難したいということはそのとおりでございますので、いずれ今後そういう形の、その内容を把握できなかったことに対しても大変申し訳なく思うところでございますけれども、早急な情報を確認いたしまして、そういう形の対応に向けて参りたいと思っておりますし、それらに対する避難場所につきまして町で準備をして、そちらに避難をしていただくような形で今後は対応して参りたいというふうに考えてございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

ひとつ、指定をして看板を立てたからそれでいいということには当たらないと思いますので、やはり地域住民自身が不安を持った時にどう対処すればいいのかということをやはりきちんと把握していただくということを強く希望いたします。そして、土砂災害のハザードマップはこの地域防災計画の中でハザードマップをつくるという計画になっているようですけれども、これは担当課に問い合わせましたが、個別のそういったハザードマップは今のところはないということですが、地図上で示されている9カ所についてのものは示されていることは分かりました。やはり、実際そういう地域というところを住民が分かっているのかということは、さっきの町長の回答の中に説明会をして周知したとありますが、それはそのように出されているのでしょうか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

まず、土砂災害防止法の危険地域の指定でございますけれども、先程町長がお話した90カ所というのは、そういう災害のおそれのある箇所が町内に90カ所あると。そしてその中で土砂災害防止法に基づく危険区域というふうに指定されたのが90カ所ということでございます。

それで、この指定につきましては都道府県知事が行うということになっておりまして、その際には市町村長の意見を聞くということになっております。それで今までの経過を見ますと、県と町で合同で地元に出向いて説明会を行い、その上で県の方で市町村の意見を聞いて指定をしたという流れになっておりますし、今年度も戸河内、あるいは上平泉地区を対象とした同じような説明会を開催して、今後も残りの箇所についての指定をしていきたいという県の方針でございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

やはりもう少しきめの細かな対応を是非とも望むところであります。やはり気象条件がここ近年、本当に変わってきておりますので、そこについては想定外の災害が起こるといふ、今年も大きな、孤立したということが2回ほどございましたので、住民が危険を感じるようなそういった場合のやはり安全対策は万全にとっていただきたいというふうに考えています。

それから、7月の大雨災害、これは倒木のために矢の尻川が氾濫をしたということだったのですけれども、これはこの時に区長の指示で自主的に地区公民館に避難した経緯があるのですけれども、それがやはり自主防災ということで区長がそういった判断をしたと思うのですけれども、自主防災組織がほとんどの地区で設置されているわけですから、こういった際の統一マニュアルというものをやはり町は指導的な立場でつくるべきではないでしょうか。

それから、それぞれの地区の自主防災組織が自主的に訓練をしたり、それから避難マップなどをつくっている地区もございます。ですが、やはりそれぞれの地区によって温度差がありまして、やはりなかなか進んでいないところもあつたりしますので、答弁にもありましたけれども、早急な全体のそういった組織、事務局を是非ともつくっていただきたいというふうに思っています。

次に、河川の安全管理についてということで、先程の答弁の中に河川の氾濫ということで倒木によって矢の尻川が氾濫したわけなので、答弁の中にそのことは危険区域の指定としては該当しませんという答弁があつたわけですが、実はそこではなく、矢の尻川自体が大沢温泉の奥から、上流から流れ下り、毛越寺の脇の道路を流れていっているわけですが、その大沢温泉に至る部分ですね、あそこあの河川について、もうかなり川的位置自体が変わってきています。もう少し山側を流れていた川がどんどん周りを侵食して住宅側の方を削ってきております。それで、実際、何回か調査いたしました、1件の家屋についてはもう建物の土留めというか、コンクリートで土留めした部分の下側まで侵食されておりまして、こういった場合はどうなのだろうかということをお聞きしたところ、実害がなければそれは対処できないという回答をもらったわけですが、やはり町民の命と財産を守るのが町の役目だと思いますので、このところで危険を住民が感じている場合に、これは国の補助事業とかそういったことをあてにしなければ

ばそういった工事はできないのかということについてはどうのお考えか伺いたと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

一般的に河川が常時氾濫するというおそれのある場合につきましては河川改修工事というのが一般的に行われるわけですが、その場合は川幅の拡幅、あるいは河道の変更、あるいは堤防の嵩上げということになるわけですが、当然これには国の補助事業等対応するものがございます。ですけれども、現在のところ、なかなか実際国の採択は難しい状況にあります。そうした中で町で対応するというのを考えた場合は、やはり先程町長がお話ししたように、公共土木施設災害復旧事業、これを活用してその都度、被害があったところの復旧をしていくというのが費用の面でも工事期間等も併せるとそれが最良ではないかというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

今年、実際に崩れたところを担当課が見に来て、その崩れた場所が10メートルを超えなければ工事ができないという回答だったということですが、やはり河川改修となると大がかりな事業になるからなかなかそこは手を付けられなかったのではないかというふうに想像するのですが、そこはやはりそうなのでしょうか。そこをちょっともう一回確認します。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

担当が外向いてそういう話をしたのは延長ではなくて、国の補助事業の対象事業費が公共土木施設災害の場合は60万円以上というきまりがございます。それ、担当者が現場に外向いてその以下であるというふうに判断したことから災害復旧事業では対象にならないということで判断したのだと思います。なお、この補助事業はあくまでも換地、水路部分の復旧の工事ということになりまして、民地の復旧工事については、この災害復旧事業は当然税金を投入するものですから対象にはならないということでございますので、いずれ水路、町が管理する河川敷地内の災害であればそういう災害復旧事業での工事の復旧ができるということでございます。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

となりますと、民地が、もともとは民地だったところが河川の移動により侵食されてきたというのはそれは該当しないという意味ですか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今のお話のように、河川の侵食に伴って民地まで影響を及ぼしたということであれば、それは補助の対象にはなりません。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

実際、本当にもともとの河川の位置というか、その場所が、ここはもう昔は歩いた場所だと、それが度重なる上流からの洪水によってその部分がやはり変わってきているわけですよね。そうなった時にそれをやはり責任持ってやるのは、自分の土地を侵食された個人に責任があるのかということになってくると、やはり町に訴えるしかないのかというふうに思ったものですから、そうしますと可能だと、もしこれがこれ以上危険を伴った形に侵食された場合はそういったことも可能だというふうに解釈してよろしいのですね。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

災害の対象になる、ならないにつきましては、官民界の境を確認をした上でできる、できないの判断になるということですので、いずれ官民界境がどこかということをやったり現地で確認した上で判断するということになります。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

実際その杭がもう飛ばされた状態になっておりましたので、その辺はもう一回やはり調査が必要かというふうに思いましたので、是非そこはやっていただきたいと思います。

次に、今、強制排水機場の建設については国への要望を出しているということで、是非ともこれはやはり本線から支線へのそういった重要な排水機場でありますので、ここの根本のところを解決されなければやはり根本的な解決はないというふうに思いますので、そこは繰り返し要望をお願いしたいと思います。

平成18年に作成したハザードマップについて見てみますと、実は新しい新体育館を建設する予定のところちょうど今回、1、2という予定のところに浸水区域というのがちょっと被っている状態に見えます。それについてのこれはいかがなものかということと、それから一関の防災マップの方が、これは66年前のアイオン・カスリン台風ですね、その時の浸水区域が出ておりますけれども、それもやはり高速の根本の方にまで浸水したと、100年に一度という大雨ということが今年のような災害の年であればやはり考えられるわけですよね。そうなった時にこの場所に避難所ともなる体育館が、やはりこの場所で最適なのかというふうなところをどういうふうにか考えるかお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

浸水区域を示した平成18年に作成いたしましたハザードマップの中では、ただいま体育館を予定してございます佐野原でございますか、あの地区の一部も確かに浸水、深さで50センチ未満の区域というふうに想定されている部分だと思います。いずれ、平成18年3月に示しましたハザードマップにつきましては、当時まだ堤防につきましては暫定の部分でございまして完成形ではございませんでした。それを考慮した形でのハザードマップ、浸水区域想定予定でございしますので、そのような図になっているというようなところでございます。ただ、今、町長も答弁の中で申し上げましたけれども、国土交通省が今の完成形、完成断面になった状況におきまして現在浸水区域想定ということで調査をしてございます。今回の国土交通省が浸水想定をしているのは、完成した堤防が破堤するおそれはまずないというふうなことは言うておりますけれども、それはあくまでもその計画上でございしますので、もし破堤したということを想定した場合のハザードマップの今、計画を実施しているところでございます。確かにその中で、どのような形の結果になるか分かりませんが、いずれそういう状況でございしますので、当時のハザードマップにつきましては、堤防が完成していない状況下での予定している雨量に達した場合の浸水区域ということでご理解をいただきたいと思います。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

それで、やはり質問の中にも平成18年に出されたハザードマップは見直すべき時期に来ているのではないかというふうにお話ししたところです。ちょっと前の話にも関連するのですけれども、もしそういう意味で強制排水機場が建設されるとしますと、やはりそうすると本当にハザードマップ自体の浸水区域も変わってくると思いますし、そうすると本当に新体育館建設場所についてももしかしたら最初の振り出しに戻ってしまうのかみたいな、そういうことも考えられますし、でもやはりこの一関の防災マップの浸水区域を、60年ちょっと前にこれぐらいの浸水があったと、そういうことを考えてやはり避難場所となるところは本当に慎重な形で町の責任でもって選定していくということが必要ではないかというふうに考えております。

それからもう一つ、次の質問ですが、9月の一般質問の中で孤立した場所の高速のボックス下のところが原因ですね、側溝が原因でああいう状態になったのが2回ほど繰返したということで、やはりあそこは早急にということをお話し申し上げて、今、緊急の工事をしていただいているということでは非常にありがたく思っています。ただ、地元の住民の人たちによくよく話を聞くと、これはここを直してどうなるのかと、もともとが大沢線のあちらから流れてくる土砂ということで大雨であそこが詰まるのであって、下の矢の尻川の方にもっと真っ直ぐな形の排水を施工した方が本当に解決なるのではないかと、そういうお話もするわけですね。いずれ、そういう工事をやるということについて地域住民に対しての説明があったのかと。ある日突然、工事のあれが立

って工事が始まったと。そして見る見るそこの部分の開渠の形の配水管が入ったけれども、そこについて、やはりこれではなという地域住民の声もあるわけですね。ですから、やはりこういう形でやりたいがということは、聞いてみたところ工事関係者から説明がいくはずだということも言われましたけれども、やはり町当局として、ここはこういう形で工事入るので地域住民の皆さんにもご理解をいただきたいというような説明があつてしかるべきではないかと思うのですが、そこについてはどうでしょうか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

確かに工事に入る前には地元への説明会が必要だということであればその都度行いたいと思えますけれども、今回の道路につきましては道路維持の範囲内と、今の道路に入っている側溝の補修をするということの判断で地元説明会ということは道路改良等の場合は行っておりますけれども、道路維持の範囲ということを考えまして地元への具体的な説明会は実施しなかったという経過でございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

その辺の事情はそういうことなのでしょうが、そのところがやはり住民側に伝わってこないのですよね。だから、やはりその説明一言というか、集まっていたかなくても、こういう形でやりたいと思えますと1枚の紙でもよろしいと思うのです。そういうことがあれば、ここはこういうふうな形で直っていくのだと、そういうふうにはやはり住民も納得すると思うのですよ。だから、そこをやはり手を抜かないでいただきたいと。そこを今後とも手を抜かない説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、時間もあれですので次の質問ですね、入らせていただきます。道の駅に関して、実はお聞きしたいのは、指定管理の制度についてお聞きしたいわけですが、町が今回、株式会社でも受託できる指定管理者制度での運営を考えているというふうには示されています。制度導入の原点は、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者などが有するノウハウを活用することにより住民サービスの質の向上を図ると、そういう趣旨のもとで指定管理というものが平成15年ですか、につくられて、こういう制度で民間の活力を入れるという制度がつくられたというふうには解釈しています。基本計画の中には平成25年度中に指定管理先の決定とありますけれども、現在ある指定管理施設の直売所あやめの次にやる大型の指定管理施設となるわけですので、税金で設置された施設が一管理者のみを選定されるということで、町民の理解を得るためにはある程度厳しい選定が必要ではないでしょうか。平泉町においては、どちらかということお願ひしますというような形で今までは決めてきたというふうに見えるわけです。ある自治体では指定管理者自身の自己評価、それから施設の管理者である町のモニタリングと外部委員を含む評価委員会の行う評価の3段階の評価を実施して

いるという、そういう行政もございます。そこでお聞きしますが、管理運営団体は民間会社、株式会社となりますということはさっきのご回答の中にもありました。民間事業者、株式会社となった場合、町との契約は協定書となるのでしょうか、あるいは条例を策定するような形になるか、そのことについてお伺いいたします。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

指定管理者につきましては、今の平泉町農産物加工直売施設と同じでございまして、指定管理者と平泉町が協定書に基づきまして協定を結ぶというふうな形になるものでございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

その場合、その中に利用者であり、本来の所有者でもある町民のチェック制度をきちんと機能させることができるのでしょうか。そのことについてお伺いします。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

あくまでも指定管理する施設につきましては公的施設、役場の施設、町の施設でございます。これにつきましては、もちろん行政部門でもチェックが可能でございますし、先程議員がおっしゃられました第三者委員会というものも立ち上げた場合には、そういう形での住民からのチェックも入るものと考えております。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

指定管理者となりますと、やはりメリット、デメリットということでも説明の中でも示されているのですが、特にやはりデメリットとしては町の意向が反映がしにくくなると、本来の道の駅を何のためにつくるのかといったところの本来の目的がちょっと分からなくなるというか、町の意向が施設の管理運営に的確に反映できなくなるのではないかと、そういうふうに思うのですが、そのことについていかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

今回の道の駅の中の地域振興施設としての産直が平泉町で対応する部分でございますけれども、産直とかレストラン部門ですね、平泉町で対応する部分でございますけれども、いずれ全体的な管理も含めまして平泉町の意向といたしましては、町の地域振興という形で平泉町の農家、または商業者が活性化する、元気になるための施設ということでございますので、これを特にも平泉

町の農業、商業にかかわっている平泉町民の方々が直接それに管理運営に携わっていただきまして、自らが考えながら、その収益を含めて検討しながらその町の活性化につなげていただきたいと、第六次産業化にもつなげていただきたいというふうなことでの目的を持った施設でございます。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

やはり本来の指定管理制度が町民によく理解をされていないので、従来の指定管理団体が努力しているにもかかわらずよく評価されていないのではないかというふうに考えるわけですね。町民にも見える形で収支報告会、あるいは運営協議会などを設けるとそれが理解につながって、自分たちの施設だと町民が愛着を持てるようなものになるのではないかというふうに考えます。是非道の駅は情報を大いに公開して、町民が自分たちの施設であり、平泉の誇れる施設と思えるようなやはり進め方をしていただきたいというふうに考えるわけですね。

それで、質問の中で、やはり産直施設としての農業者ですね、農業を生産してそこに出荷する人たちがやはり喜びというか、そういうことを感じれるようなそういった道の駅の生産組合をこれからも準備していくのしょうけれども、そこをやはり統括する者として株式会社の中の社長と言われる方がそれを中心となって統括することになるのでしょうか。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

指定管理者として議会に提案いたしまして同意をいただきました場合については、もちろん細かい詳細の内容等については協定書の中でうたいますけれども、最終的にはその指定管理を代表する組織の代表者がそこはコントロールしていくものだと思ってございますし、もちろん指定管理施設、公的施設とはいいますが、地域振興施設でもあり一つの商業施設でもあるということでございます。いずれ、その商業施設の中で農業者、商業者のそれぞれ皆さんが努力して生産したもの、加工したものを販売していただいて、そこでその収益を上げていただくという形の流れの方向性については重々今の、これから指定管理に育成していこうとしている団体の関係者それぞれが認識してございますし、もちろん不足する分については現在、懇談会の中で行政側の立場という考え方ももちろん育成しているところでございますし、もちろん協定の中にその辺については細かくうたっていくべきものというふうに考えてございますが、あまりにもそこに行政が関与いたしますと商業ベースで、やはりここは商業で売上げというものが一番重要になってくる施設だと思ってございますので、その辺はある程度、指定管理者の自由性も保障してやらなければならないというふうに考えてございます。いずれ、これはあくまでも地域振興の増進のための施設でございますので、その辺は間違いなく行政の意向も反映できるようにコントロールしていくようなスタイルに持っていきたいというふうに考えてございます。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

そうしますと、指定管理をした団体が3年なり5年なりの協定を結びますよね。それで、その間にやはりこれは協定内容、目的とかそういうところに合わないという場合は、途中というか、その時点で変更というか、その選定方法も変わるということもあり得るのでしょうか。

議 長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

ただいま申し上げた内容については、協定内容に大きく反するようなことがあって相応しくないというふうに判断した場合は、もちろん協定は解消するというふうなこともあり得るものと思っております。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

ちょっと最後の質問になります。予定ではガイダンス施設が、答弁の方でもいただいたのですが、平成28年に完成ということで予定をしていますと、途中から国体があるために一体のものとはつけれないという答弁になってきているわけですが、やはり。着手が平成28年ということになっていたのがちょっと今のところははっきり分からなくなったというふうに聞いたところですが、やはり今の平泉文化遺産センターのみでは、10月に議会として太宰府の国立博物館を視察いたしましたけれども、やはり文化財の保存修復とか展示とかアジアとの文化交流とか、やはり圧倒的な資料の量と保存修復の高度な技術に圧倒されてしまったわけですが、やはりそういったことを考えた時に、平泉のそういった将来的な展示というかガイダンス施設としてやはりみんな期待しているところでもあると思いますので、これは確実に早期に建設を要望ということをややはり強く働きかけていただきたいというふうに考えるのですが、それはまた繰返しになりますけれども、町長、よろしくお願いします。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

先程の答弁の繰返しになりますが、岩手県なり県教委には強く要望して参りたいというふうに考えております。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

以上、3点について質問いたしました。ご答弁いただきありがとうございました。

これで終了いたします。ありがとうございました。

議 長（青木幸保君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 2 7 分

再開 午後 2 時 4 3 分

議 長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

通告 3 番、千葉勝男議員。登壇質問願います。

9 番、千葉勝男議員。

9 番（千葉勝男君）

今回も登壇の場をいただきまして大変ありがとうございます。

景気が脆弱な中、新年度から消費税の増税となり、また、今後の見通しが不透明と思われませんが、様々な経済に関する指標が示されているところであります。12月2日、新聞報道によると、県がまとめた県民経済計算の速報によると2011年度の県民1人当たりの県民所得は、対前年比の伸び率で2.8ポイント上昇したとの報道がなされたところであり、また、有効求人倍率も0.12倍となり、景気の回復が少し見え始めてきたようにも思いますが、まだまだ予断を許さぬ状況となっているようでございます。

さて、今回も町民生活に直接関係する町政課題についてお伺いをして参りますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

簡潔に私も質問して参りますので、私の望むような答弁をいただければ再質問なしでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず第1に、西行桜の森のアクセス道の問題についてであります。ご承知のとおり、遊鵬へのアクセス道路にあっては非常に急な坂道だったり、あるいはカーブがきつくて大変な状況の中に今あるわけですが、この関係について特に最近バス等も上ってくるようになったこの時代において、今の現状のままだと大変交通に支障を来しておるところでございまして、この道路を何とか町長がやはり任期中に、今回の任期でなくても結構ですから、いずれそういう中において検討をしていただきたいと、是非そのことのお考えをいただきたいということが今回の一つの質問の内容であります。これは、高見線もあとでまた再質問になろうかと思っておりますからお話をしますが、いずれにしても高見線の改良して延長で300メートルぐらいだと思っておりますから、そこらあたりを是非お考えをいただきたいものだと思っておりますのでございます。

次に、やはり今回も7月の豪雨によって様々な災害による箇所がそっちこっちで見受けられておりました。今回、私は3カ所ほど申し上げますが、いずれご案内のとおり竜ヶ坂の滝沢百貨店、あの付近の洪水みたいな形で県道まで塞ぐような形の大雨が降ったということでございます。こ

のことは、やはり現状を今までも知らないわけではなかったと思うし、何年前にもその関係にあって工事はしたということではございましたけれども、全く大変申し訳ない話をしますが、効果がなかったというのが現在私が言っているその箇所であります。これは、いずれにしても地元非常に大きな生活に困難をするような災害になっておるものですから、是非早急に、今日、明日にまた大雨降るわけではございませんけれども、いずれにしても早い対策を求めているところでございます。

それから、もう一つの場所は旧長島郵便局の交差点あたりの関係ですが、いずれ伊勢堂堰という堰がありますが、その堰が大氾濫を起こして、下流の県道の部分だったり、あるいは町道の土手の崩壊だったり田んぼの土手の崩壊だったり、いろいろ災害が発生しているということでありまして。それからもう一つは直接町とは関係ないわけではございますけれども、長島にあったライスセンターの付近の県道沿いの側溝にかかわる大雨時の氾濫、これらについては、いずれ直接的ではないものですから、県の方への要望なり要請なりやりますと何十年も前から言っていますが、いまだに完成してないのです。ここらあたりは、是非今回私の質問に対してできるだけ早急に進めていただくように県の方に要望もしていただきたいと思いますと思っております。

それから次でございますが、予防接種の関係についてお伺いを申し上げたいと思います。

今、若干のインフルエンザの関係の患者は出ておるようでございますけれども、まだ蔓延はしておりません。このインフルエンザの予防接種の料金といいますか、そういうものは南と北では全く違くと、これらを今までに、医師会の関係あるか、そこらあたりは分かりませんが、何とか話し合いをしていただいて、あまり大きな差額のないような形で取り組むべきではないのかという思いで今回もこの話を取り上げました。

次に、ふるさと納税の関係でございますけれども、これは町にとって大変ありがたい基金になっているのかというふうに思っております。このことは、町では今までどのような形でその人たちに感謝をしているか分かりませんが、いずれにしてもこのことについては、ただもらったからいいと、それからお礼状を出したからいいということではなくて、何か気持ちをした方がいいのではないかというようなことが私の今回のこの質問の趣旨です。それらについてお伺いをしたいと思います。以上です。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

千葉勝男議員のご質問にご答弁を申し上げます。

初めに、道路整備についてでございます。

西行桜の森へのアクセス道路についてでございます。西行桜の森については平成5年度から木工芸館遊鵬、そしてキャンプ場も整備され、森林や自然環境の体験学習といこいの場として利用されておりますが、以前からアクセス道路については課題となっているところでございます。特に、世界遺産となった近年は利用者も少しずつですが、増えておりまして、大型バスをはじめ車両の通行が適切で分かりやすく誘導案内できることが本当に今まで求められていましたが、も

う一度再点検をしながら、どこが大型バスが通れるのか、そういうふうな表示も含めて再考したいというふうに考えているところでございます。

また、高見線の道路改良、これも本当に長年の地域からの要望でございます。何回も実は私も道路を担当している時にも現地に行ったり、雨が降った折に何回も洗掘されているというふうなことで、根本的なところをやはり直さないとあそこの改良は難しいのだということで、大変そういうふうな意味では根本的な改良がどういうふうな形がいいのか、勾配も含めてカーブも含めて今、検討してきたところですが、もう少しそれは時間をいただきながらもう一度検討して参りたいというふうに思っています。先程の大型バスの部分も、通行可能なルートをどういうふうな形かで、きちんとやはり町外の方に分かるような周知もしていかなければならないのかというふうに思っているところでございます。

次に、2番目の大雨災害の対策についてでございます。

竜ヶ坂地内の側溝等の整備についてでございますが、7月の集中豪雨では町内至るところで、今日も大沢線の話とか観音山の山腹のある住宅の門口がもう、言葉がいいのでしょうか、ズタズタになりまして、通行もできないというふうな状況になっているのは既に皆さん、ご承知かと思えます。この竜ヶ坂の滝沢商店向かいの岩淵商店の状況も写真を見させていただきまして、これも従前から地域の重要な課題だということで要望がありまして、実は平成22年度に県道からちよっと東側の方ですか、上の方に集水枡をつくって新たな横断管渠を設けては大丈夫かと思ったのですが、今回はその大丈夫だということ以上の雨量が降りまして今回のような状況になってしまいました。それで、今後は県道を横断する枡を何とか大きいものにできないかということで、いずれ構造を変えないと今の横断している枡では、枡も側溝自体も大変小さな側溝だというふうに認識しております。いずれ、これは県の方にもお伝えしながらといたしますか、県も分かっている状況なので、町として強くこれは要望して参りたいというふうに考えているところでございます。

次に、境田地内の大雨時における対策についてです。これも今まで21区の行政課題として要望があり、これも平成22年度に実は事業化をしてそれぞれ対応してきたところでございます。その際にも水量の関係を調整できないかとか、様々な検討をさせていただきましたが、なかなか水量調整はその当時難しかったのですが、水路だけは整備させていただいたのですが、その後はもう一度今回の状況も踏まえて地域の方々と当然、用水路の関係もございますので、調整はしてみたいというふうに思っておるところでございます。

県道相川平泉線の旧ライスセンター前の側溝でございます。これもずっと土側溝であるのを私も認識しておりまして、先程のご質問の中でも県の方に強く要望してほしいということですので、私も強く県の方に要望して参りたいというふうに考えているところでございます。

次に、3番目の予防接種についてでございます。

インフルエンザの予防接種につきましては、議員ご承知のとおり、予防接種法で規定している提供接種と異なり任意での予防接種ということになっております。また、接種の費用につきましては、治療ではないことから健康保険の適用対象外となっているところで、全額自己負担が原則

であり、料金については医院や病院によって異なっているのが現状でございます。しかしながら、当町ではインフルエンザの流行や重症化を抑えるため、65歳以上の高齢者の方及び1歳から15歳までの小児の方の接種を希望される方に、高齢者で2,000円、小児で1回当たり1,500円を上限として接種費用の助成を実施しているところでもあります。なお、生活保護世帯の方及び小児で町民税非課税世帯にあつては全額公費負担での接種をしているところでございます。インフルエンザ予防接種の実施にあつては、一関市の医師会、一関及び平泉町3者での協議に基づき実施しており、接種価格の設定については自由診療ということから一律の料金設定は困難となっており、助成金額についてはおおむね各医療機関での接種価格の2分の1程度として決定をしているところでございます。

次に、4番目のふるさと納税についてお答えをいたします。

ふるさと納税につきましては、平成20年4月に公布された地方税法等の一部を改正する法律によりまして、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充される形で導入されたもので、当町におきましても同年の9月に平泉町ふるさと応援寄附条例を施行し、ふるさと平泉会の皆様方や町のホームページ等でPRしてきたところでございます。この5年間に法人、個人合わせて43件、金額にして2,870万円余りのご寄附をいただいているところでございます。当然、町としてご寄附をいただいた方々に対しまして感謝の念に堪えないわけでもございまして、受領書と合わせて御礼状を送付させていただいております。なお、全国的にもふるさと納税制度が定着し、特産品を求めて寄附される方も多いと聞いておりますことから、新たな平泉ファンの掘り起こしという意味も含めまして、現在、特産品等の贈呈を検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

再質問はしないようにと思っておりましたが、大分もの足りませんので再質問しますが、いずれ西行桜の森にあつては、あそこにあの建物が建ったというのは、昭和40年代にあの山が採石場とならんとした時代がありました。ところが、掘り始めてみたら石は出ないで土ばかりというような状況もあつたし、そのうちに会社もなくなったというような現状になって、修復の工事をしようというのが今回の私が話している整備に取りかかったというように私も記憶しております。いずれ、東稲山の生活環境保全林整備事業というような形で平成元年からですか、それが始まりまして今に至っているわけでございますが、山の崩れた分の景観の景観形成だったり、そういうものにも2億円の金とか、あるいは森林体験交流促進施設整備事業というようなこともあつて、遊鵬館とか、あるいはキャンプ場だったり、そういうものが整備をされたということはそのとおりであります。その時代はちょうど新幹線の工事でも多分同時あたりでなかったかというように思いますが、それらいろいろな工事があつて採石が必要とされた時代でありました。その山の掘削も、結構な長い期間ではございませんでしたが、いずれ大型ダンプがあつた山に入って、七曲のコガのあたりまで毎日、毎日ダンプカーが何十台と通る工事をしていました。私が言っているのは、

当時そのダンプカーが通ったその道は幅もあるし、若干カーブ等々の手入れをすれば何とかそんなに遠くない距離をもってできるのではないかというように思いますが、いかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町道高見線の道路改良の件についてお話しします。先程町長もお話しましたけれども、町道高見線は集中豪雨の際に路面が洗掘されて車の通行ができないということが非常に多い、集中豪雨の度に起こるといような路線でございまして、その都度町でも路面の補修や流れた採石の処理等を行っております、費用もかかっているという道路でございまして。それで、今検討しておりますのは、費用が安くできる維持修繕的な工事の中で対応できないかということをお話しして、とりあえずは採石の流れることをとめるような方法を検討したいということをお話ししております。そのあとに、根本的な道路改良等については、他の道路改良事業との関連等を見ながら進めて参りたいというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

役所の答弁というのは検討しますというその言葉が大分はやっているようですが、私はずっと前の町長にも話したことがあったのですが、検討というのはやらないということと同じだよと私はここで怒ったことがあるのです、若い時だから。今は怒りませんよ、年とっているから。いずれ、そういうことで本当に検討してくれるか、というのはこの、例えば逃れる話なのか、そこらあたりは何となくお答えいただいているとニュアンスで分かるのだけれども、そういうことではなくてきちっとここで、やはりあれは先程から申し上げているように県で山掘って景観修復するためにやった工事でもあるし、合わせて4億円もかけている山ですから、やはりあれは投げられないというように思います。いかがですか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

決して検討というのはしないというふうなことではないというふうに申し上げさせていただきます。まずは、生活上、雨降るたびに洗掘されるというのは、町道の機能というのはやはり一番、通行止めというのは一番問題ですので、そこはできる可能性といいますか、まずできることをしたいということで、維持費的なところで当面は対応させていただき、大型というのはまた別のルートになるか、そこは勾配なり、どうしてもあそこの路線は高さや距離というのがもう決められていますので、門口もありますし、ですから、本当であればそこであれば延長が倍ぐらいやはり必要で、でないと大型は通れないというふうな状況になるものですから、まずは今の高見線については維持的な部分で洗掘防止をという部分を検討させていただきたいということでございます。

議 長（青木幸保君）

9 番、千葉勝男議員。

9 番（千葉勝男君）

少し私が思っているのと若干路線が違うような気がするのですが、今、当局の思いは、家のある方向が高見線ですからあれをやらんという考えのようですが、ではなくて途中から上の道路につながる道があるのですよ。ああいう延長ではなくてもっと西の方に行く路線、家ある方ではなくて。家の前を通っていくと、あれが正式な高見線なのだけれども、ではなくて少し上がって行って右にぐーっと折れるところあるでしょう。それを折れないでそのまま上に上るとパイロット道路か、どっちに行ってもパイロット道路に抜けるのだけれども、その私言っているのは、もっともっと近い路線のことを話しています。いいです、いずれそういうことですから、町長にも今、検討するというのはやらないということではありませんと言われましたから、それはそのとおりですから、是非前に進めるようにお力添えをお願いしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

質問者、今の確認しなくていいですか、今の路線の確認、今、当局。だとすれば暫時休憩します。休憩いらないですか。

9 番（千葉勝男君）

地図、今持っていましたか。だって、今、何見てたのですか。

議 長（青木幸保君）

いや、その路線の確認をこっち見ているし、このまま続行していいですか。確認して。

9 番（千葉勝男君）

いいから、それは。あとで確認していただいて結構です。

議 長（青木幸保君）

引き続き質問をお願いします。

9 番、千葉勝男議員。

9 番（千葉勝男君）

それから、次の伊勢堂の線ですが、伊勢堂線にあっても対策はしてもらったというのはそのとおりだと思いますが、いずれ今回のような大雨が毎年降るわけではないとしても、やはり降らないという確証もないわけですよ。ですから、それらについてはやはり現在、町道の路肩だったり、あるいは田んぼの土手だったり、いろんなものが影響していますから、それらについても是非再度それに耐え得るような政策をしなくてはいけないのではないかと思います。

それから次ですが、県道にあっては、先程申されたように県に要請をしていくという話は話として、やはりこれも今ここ5、3年から言っている話ではなくて、ずっと私も間もなく20年になりますが、もっと前から言っていました。ですから、これらはやはり県の方に強くそれらを求めてほしいということでお話を申し上げておきたいと思います。

それでは、次ですが、予防接種に関してはいろいろと先程ご答弁をいただきましたが、私言いたいのは、高齢者に対して補助しているというそのものはそのものとしても、あまりにも差額が

激しいものですから、補助したも補助しないも同じくらいの額になっていますよ、例えば北の方の医療機関に行くと。せっかく補助しているものが、この一関地方が高いためにせっかくの補助しているのだけれども、やっとの思いでそっちの方にかっついているという状況なのですよ。それはいかがなものかというように思ったものですから、そういうお話をしたことがあるのかなのか、今までそのことに気づいていたのかいないのか、担当課長、どうでしょうか。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

インフルエンザの予防接種につきましては、先程町長がご答弁申し上げたとおりでございますけれども、今お話しがあった北と南というのは多分一関地方だったり奥州地方だったりという意味かと思ってお聞きいたしましたけれども、確かに各医療機関によって、しかも、ある意味では地域性もあるのかというふうには感じておりました。ただ、一関市の医師会もそうですけれども、いずれお医者さん、個々の自由診療の範疇であるということと、あとは独占禁止法等で価格協定というのは罷り成らないのだとよというような等々のお話もございまして、その統一化というところでは難しいという話の一つです。ただ、今、議員ご指摘のとおり、それにしてもちょっとあまり価格の差が開きがあるよというようなご指摘でございましたので、この辺につきましては、平泉町の方は一関市の医師会、それから一関市、平泉町で協議を進めて、あとは奥州市、平泉町の方は前沢とも近接しているものですから各医療機関につきましては照会をかけまして、個々に照会をかけて、こういった形をお願いをしたいというような流れで契約をして、助成の関係もあるので、そういった手続きを踏んで実施しているところでございますが、ある意味地域を越えた、ただ、医師会の関係もあるのでなかなか難しいとは思いますが、そういったお声もあるということは伝えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

多分、今まであまりそんなこと気づいたことなかったのだというように思います。私も昔、私たちはインフルエンザの予防接種なんていうのはない時代に生まれましたからそんなことはないようですが、いずれ町内でもそういう関係にあっては、やはりこっちが若干高いから北に行くよとかという患者がいっぱいいるようです。それらも踏まえて、今、課長からそういうような前向きな方向でお話をしてみるということでございますから、是非そこらあたりは話ばかりも語ってみるという必要があるのかというように思ったものですから今回の質問をしたところでございます。是非そこらあたりはお願いしたいと思います。

それから、ふるさと納税の関係でございますが、いずれ先程の町長のお答えにもあったように、2,800万円だ、あるいは2,900万円だというふうになると思いますが、よその自治体もそういったような形で地元の特産品だったり様々な形はあるようですが、そういうお返しとかお気持ち

というか、そういうものはやってきているようです。私も平泉では聞いたこともなかったもので、すから今回の質問にしたわけですから、いずれこういう大事なものはこれからも長く平泉を愛していただくように長続きをさせると、そして皆さんに応援をしていただくという、そういう心構えで今後もそういうお客さんたちと対応してほしいという思いからそういう質問をしたところでございますが、そこで現在、当局で考えている特産品だったり、その他諸々何でもいいとは思いますが、例えばどんなものを考えているのかということがもしあればお知らせをいただきたい。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

現在まで5カ年実施しているところでございますけれども、多くの方々に多くの寄附をいただいているということでございます。過去におきましては地元の出身者が大半を占めておりましたけれども、近年、地元には関係ない方々からもお声をいただいているというような状況もございます。いずれ、これからは、これらを活用しながら新たな平泉のファンの獲得も含めて参りたいというようなことで考えてございますので、平泉町の特産品等が商工会で認定してございますものもございまして、それらの中から選んでいただくということも一つであろうかとも思っておりますし、特産の農産品でございます米とかりんご、こういったものも一つではないかと考えてございまして、これからそういう形で進める方向性で今検討しているところでございますので、具体的なものにつきましてはご寄附いただく金額の大小にもよろうかと思っておりますけれども、それらを検討して、併せながら平泉の特産品ということで皆さんに喜ばれるもので対応していけるような方向性で検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（青木幸保君）

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

縷縷ご質問して参りましたが、いずれ前向きにひとつ、これからの平泉町政を町民のためになるような施策でもって、引き続き菅原町政が長く続くように何とかして参りたいと私も思っておりますから、是非町長も私どもの思いを胸に秘めながら実行していただきたいと思っております。

それから、実はまだ時間も大分ありますからお話を申し上げますが、これは通告をしております。聞いてもらって結構ですから。去る10月と11月に平泉で、4年も人身というか死亡事故ゼロできたわけでしたが、残念ながらこの2件の死亡事故が発生したということに対しましては本当に哀悼の誠を捧げたいと思っておりますし、実は高館橋のところで発生した事故も、これは農機具そのものの反射板だったり、あるいはナンバープレートだったり、例えば光るものでもあれば直接それを発見できて事故の防止につながったのではないかとということにも思われたわけでございますから、私の独り言みたいなことで言っていますが、いずれ今後においてはそういう事故が起きないように、例えば交通災害対策協議会ですか、そういうものを介して何らかの指導をしていく必要があるのではないかとこのように思ったところでございます。そういう観点からして、今後においても絶対起こさない、誰もそう思って運転はしているわけでございます

が、残念ながらそういう事故が発生してしまったわけですから、協議会としても反射板の徹底なり、そういうものが私なりに必要だと思っていますから、是非それこそご検討いただいて、このような発生にならないようお願いをしたいと、こんなふうに、独り言でございましてから検討はいりません。

以上、そのようなことも含めてご理解をいただいて、これからの町政を進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げて私の質問は終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（青木幸保君）

これで千葉勝男議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 2 2 分

再開 午後 3 時 4 0 分

議長（青木幸保君）

それでは、再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

通告 4 番、石川章議員。登壇質問願います。

6 番、石川章議員。

6 番（石川章君）

先に通告しております 5 点について質問いたしますので、執行者及び部課長の呼吸の合ったご答弁をお願い申し上げたいと思います。

最終バッターで大変皆さんがお疲れかと思っておりますので、ならば時間以内に終わらせたいと思いますので、ご協力のほどお願いしたいと思います。

まず 1 点目、在宅介護の支援策と施設入居者の状況についてをお尋ねいたします。

まず、平成 22 年度の国政調査によりますと、本町の人口は 8,345 人で平成 17 年から 5 年間で 474 人減少していますが、平成 25 年 10 月現在 8,212 人で平成 22 年から 3 年間で 133 人減少となっています。逆に人口が減少する中で高齢者が増加に転じていると思いますが、現在、75 歳以上の後期高齢者はどのくらい町内におりますか、ちょっとそれをお尋ねしたいと思います。

それから、またその中で施設を希望されている人は何人くらいおりますか、そして、その方々への支援はどのようになっていますかをお聞かせください。また、現在、町内で自宅で家族介護されている方は何人くらいおりますか。この家族に対してどのような支援策をしているか、また、この方々が施設に入居された場合、所得によって違うと思いますが、個人負担はどのくらいか、また、行政支援はどのくらいかをお知らせください。

それから一関地方施設の利用状況をお尋ねします。そして町長は在宅介護されている家庭を訪問してみたいかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

2点目の農林振興と道の駅についてお尋ねをいたします。

この件につきましては再三にわたって当局よりご説明を受けて参りましたが、あえて確認のためにお尋ねいたします。先程、升沢議員の答弁にもいろいろと詳細にわたってご説明がありましたが、いよいよ平成28年度の開業という運びになっております。施設の中に農産物の販売所や町内の特産物、お土産品の販売施設を設けると思いますが、どのくらいの規模でどの程度計画が進んでいるかをお聞かせください。この道の駅は農業振興に欠かせない施設と思いますが、運営体制が整っているかをお聞かせください。

3点目でございますが、行政区の見直しについてお尋ねいたします。

先般、議会と町民との懇談会の中で某区長から、後期高齢者が増えていく中で自主防災であろうとオリンピックであろうと、区民の減少とか高齢化の進行で今の現状ではとても区の運営は不可能となってきているというお話がされております。現在21区ありますが、世帯数が多い行政区は何区で、また、一番少ない行政区は何区かをお尋ねします。また、その中の人口はどのくらいいるかも併せてお聞かせください。年々高齢化が進行中で、そろそろ行政区統合を考えるべきと思いますが、町長のご所見をお聞かせください。

4点目、請願、陳情の取り扱いと進捗状況をお尋ねいたします。

請願、陳情が出されているはずだが、どの程度実行されているかとよく町民に聞かれますが、現在の状況をお聞かせください。請願、陳情はその地域で必要だから出されているというふうには認識しておりますが、それについて優先順位とか金がないということで済まされてきているようですが、それでは困る、何とかやれる方法はないのかという町民の声でございます。ひとつ、お聞かせください。

それから5点目、町長の公約の達成率についてお尋ねいたします。

4年過ぎすのも早いもので、町長任期も残すところあと半年余りとなりました。任期中での出来事では何と言っても3.11の東日本大震災、そして世界文化遺産登録、この2件は忘れようとしても忘れられないでしょう。ただ東日本大震災の一日も早い復興を祈るところでございます。このために公約が若干ずれたと思いますが、公約は多分8項目ほどだと思いましたが、現時点での公約の達成度はどのくらいかお聞かせください。自分の評価でよろしゅうございますので、是非そこら辺をお聞かせいただきたいと思えます。そして、この後の町の取り組みとしてどのような形で取り組んでいくのか、その方法もお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わりますが、分かりやすいご答弁を求めます。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、石川章議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1番目の在宅介護の支援策と施設入居者の状況についてでございます。

初めに、自宅で介護をされている家庭の数につきましては、こちらで把握している居宅介護のケアプラン作成件数ということでお答えをさせていただきます。一関地区広域行政組合介護保険

からの聞き取りによりますと、平泉町分、本年の10月、1カ月に要介護プラン作成数は203人と要支援プラン作成数の87人と合わせますと290人であり、65歳以上の人口2,611人のうち11.1%ということになります。

次に、家族に対する支援といたしましては、在宅で暮らしている介護保険の要介護4及び5の方と同居し、常時介護している方41人の方には、月額1人当たり6,000円を在宅寝たきり高齢者介護手当として支給をしております。また、在宅寝たきり高齢者への介護用品の支給として、同様に介護保険の要介護4及び5の方と同居し、常時介護している方で町民税非課税の世帯の方に対しては、紙おむつ等介護用品の支給を月額1人当たり8,000円以内で支給しているところでございます。

次に、施設入所の場合の行政からの支出につきましては、個々の所得や施設ごと、また介護サービスの内容等様々でございますが、一例を申し上げますと、要介護4で本人及び世帯全員が非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方が特別養護老人ホーム、従来型個室に入所した場合には、介護サービス費としては1日当たり7,890円、1カ月にしますと24万4,590円、1割自己負担として2万4,459円となります。更に、食費1日当たり1,380円、1カ月に4万2,780円及び居住費1日当たり1,150円、1カ月に3万5,650円となりますが、収入区分により限度額が設定されており、このケースの場合、食費は1日390円、居住費1日420円まで軽減され、個人負担で月額5万1,212円、合計としては32万3,020円の計算になります。

施設入所の待機者の状況につきましては、平成25年3月末で町内在宅の待機者が17名で、早急な入所が必要とされている方は3名となっております。入所希望の方につきましては直接施設の方へ入居の申し込みをしていただくよう案内をしております。入所については施設ごとに入所判定しており、介護度や同居家族の有無等の各事項から個人ごとに点数化により、より緊急性の高い方から優先して入所となることを併せて説明をしているところでございます。

もう1点、在宅介護の宅へ訪問を実施する考えはということでございますが、個別の訪問もですが、それぞれ意見を聞く場を設けてはどうかということを検討してみたいというふうに考えております。

次に、2番目の農林振興と道の駅についてお答えをいたします。

これにつきましては升沢議員への答弁と重複しますが、ご了承願いたいというふうに思います。

道の駅の整備につきましては、今までもご説明してきたとおり公設民営で進めようとしている事業でございます。町内の農業関係者と商工業関係者等の意向調査を行い、経営に参画する意欲のある方々で道の駅平泉（仮称）運営体制検討懇話会を立ち上げ、現在、管理運営主体となり得る団体の設立に向け育成を図っている状況でございます。その話し合いの過程で株式会社を立ち上げ、道の駅を管理運営していきたいという方向性が決定したところでございます。平泉の道の駅は農業者、商工業者を含め平泉全体を活性化させることを目的としております。その中でも中心となるのが産直であり、道の駅の大きな魅力となるものだと考えております。その中心となる産直の農業生産物出荷部門につきましては、組合組織のようなものが望ましいと考えておりますが、今後、農林振興課が中心となり、運営体制検討懇話会の農業部門も担当する方々と協議を

進めながら農産物生産組織の育成を図って参りたいと考えております。

次に、3番目の行政区の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

まず、当町の行政区の世帯及び人口の数ですが、平成25年11月末日現在の住民基本台帳登録上で最も多いところは第11区の402世帯、人口1,115人、続いて第8区の246世帯、人口が752人となっております。また最も少ないところで第4区の33世帯、人口で134人、続いて第5区の54世帯、人口で180人となっております。行政区としては世帯数では12.2倍、人口では8.3倍の格差があるところでございます。

次に、行政区の統合についてですが、当町での行政区は行政と住民の連携を緊密に行うための行政単位のほか、地域協働体として社会的な結び付きが強い区割りとなっており、現時点では行政区の統合は考えていないところです。しかしながら、今後、高齢化や少子化等により社会的共同生活の維持が困難であり、住民同士が行政区を統合することにより地域運営がよりよい方向で続けられると判断し、行政へ申し出があった場合には、その時点において統合によるメリット、デメリットを検討し判断して参りたいと考えております。

次に、4番目の請願、陳情の取り扱いと進捗状況についてお答えをいたします。

これまでに道路の改良や舗装に関する請願、陳情を受けた件数は36件でございます。このうち、一部完成を除いた未着手件数は19件でございます。平成24年度には町道三貫線、町道桐畑線、平成25年度には町道新井田1号、2号、3号の道路改良工事にそれぞれ事業着手し、現在、早期完成に向けて努めているところであります。今後も残りの未着手箇所19カ所の早期実現化に向けて努力して参りたいと考えております。

次に、5番目の町長の公約の自己評価についてでございます。

公約の一つであります地域主体のまちづくりでは、各行政区、婦人団体及び青年団体の方々でのまちづくり地域懇談会を開催し、多くのご意見をいただいたところで、更に協働のまちづくり委員会を立ち上げ、新総合計画の実現に向けて進めているところでございます。

また、若者の定住化対策につきましては、妊産婦等の健診をいち早くに取り組み、就学前教育では長島保育所の改築、現在は放課後児童クラブの増築など、施設の整備充実を図っているところでございます。

産業の育成では、地域農業のマスタープランの作成、道の駅を通じた農業、商業の振興に向けて取り組んでおります。

老人福祉の充実では、介護予防教室などを実施すると共に、就労援助や老人クラブ活動への支援など高齢者の生きがいをづくり事業を推進しております。

教育の充実では、中学校の建設に際し交流ホールの活用方法にも生徒に加わっていただき、利用しやすい施設として完成することができました。また、電子黒板の活用充実などにより学習環境の整備充実を図ったところであります。

また、安心安全なまちづくりでは、東日本大震災が発生し、幸いにも当町においては人的な被害はありませんでしたが、命の大切さ、絆の大事さを痛感したところで、この経験を生かして防災、減災、そして安心安全なまちづくりのために新たに防災無線の配備や消防救急設備の強化を

図ったところであります。

世界遺産登録への対応については、就任直後に再チャレンジによるイコモス調査から始まったわけですが、何としても登録させたいという皆さんの思いを成就できました。また、受け入れ体制につきまして、関係機関の協力をいただきながら大きなトラブルもなく進んでいるところであります。

頼れる職員づくりでは、夢・未来会議の開催、人事評価面談などを実施しているところでございます。

その他、重要な課題として、町の行政運営の基盤であります財政の安定がありました。現在は事業の見直しや経費の節減及び国の制度を活用するなどして、指摘されておりました実質公債費比率の改善、財政調整基金では近年にない額の確保が図られたことは、今後各種事業を推進するにあたり実施しやすい環境になったと思っております。

自己評価ということでございますが、何点かについては達成しておりますが、更に高めるため、引き続き公約の実現に向けて取り組んでいるところでございます。そのためにも、協働のまちづくりを基本に皆さんのご意見をいただきながら、今できるところから進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

それでは、介護関係をお尋ねいたしますが、例えばここに65歳以上の方々が2,611人いると、そして11.1%ということでございますが、これを待っている人もいるわけですね。この方々が、待機者が仮に入所した場合、行政でどのぐらいの支援をしていくのか、いるのか。そして更に公費負担はここに書かれておりますが、それを例えばかなりの、三十何万ですか、32万3,000円ですか、これを払わない、このぐらい出すのであればもう少し在宅介護を増やして、そして今の高齢者はできるだけ家にいたいというような方々がかかり多いはずなのですよ。それで、そういった方々にももう少し手当てを出したらどうかというふうに思われます。この介護手当て、月額1人当たり6,000円ということでございますが、この前にお聞きした時もやはり6,000円だったと思えます。全然変化がないのですが、この辺をもう少し改善すべきではないかというふうに思われます。いずれ、これも一関地方広域行政組合でやはりこういったことも検討していただいて、そして、できるだけやはり自宅で介護した方々にいくらかでも援助するような形でいけば、もう少し行政から出る金も少なくなると思えますよね。そういった形にとれないものか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

今言われておりますのは、やはり施設から在宅へというようなことが厚生労働省、国の方でも

叫ばれているような状況でございますし、人口は減少していくのですけれども、今後65歳以上の高齢者の方は増加していくと、こういったような社会構造の中で、今、議員ご指摘された施設、医療と介護の連携の部分も出てくるわけですけれども、医療が必要になった、病気になったという時はそれなりの医療施設ですし、そのあと回復期、急性期には急性で救急車で病院に行く、それから回復期、治療してよくなってくれば今度維持期、維持でリハビリとかを兼ねてまた自宅に帰ってくると、最終的には、在宅で希望されている方が半分以上は在宅でというような他の団体でのアンケート等でも出ているようでございます。それで、そうした時に、この在宅でという時にその支援態勢ですね、医療と介護、お医者さんと看護師、それから薬剤師等々、スタッフのチームワークによって在宅でも暮らせるような町をつくっていかうというようなことで今、一関市の方でも、一関市医療と介護の連携連絡会というのを立ち上げまして、縷縷研修会等、顔の見える関係を構築してというようなことで研修会等を開催しているところでございまして、平泉町としても一緒に幹事として参画して、各医療機関、介護施設等と連携を図りながら対応していかうということでやっております。

それで、議員ご指摘の、今、介護4の方でのケースを想定して施設入所の場合、およそ月32万円ぐらいかかりますというモデルケースを示したところでございました。月30万円で年間にしますと360万円、380万何がしですか、1人でこういった形です、介護4の場合を想定して。これが例えば今40人とかなれば200万円としても1億というような、1億、1億6,000万円とかとすぐそういったような、いずれ介護サービス費の高騰につながるということで予防が一番大事でございます。そういった中で、在宅の介護手当て6,000円でございますけれども、支給して、いくらかでもというようなことでの支給でございます。介護サービス等を活用した中でデイサービス、通称サービスとかで介護から介抱されて介護者の方の時間を設けていただいたりとか、いろいろサービスの組み合わせ、居宅のヘルパーの訪問だったり入浴車に来てもらうとか、そういったことで四六時中とにかく介護者の負担だけになっても今後介護者の方が倒れてしまうというような状況もございますので、そういったサービス等を組み合わせながら一助となればということでのこの手当ては支給しているところでございますし、もう一つが常時介護している方の介護用品等の支給ですね、これも非課税世帯の方に対してですけれども、紙おむつやそれらに類するものを月額1人当たり8,000円以内、8,000円までというようなことで支給して、在宅の介護の一助となればということでの支給しているところでございます。これらを合わせまして一関地区広域行政組合、介護保険課との連携等も図りながら、その辺の見直し等も進めていきながら、より在宅の介護の支援ということに努めて参りたいというふうに思っております。

以上です。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

介護者が倒れるというようなお話でございますが、6,000円では倒れますよね、全くね。やはりそこら辺はもう少し枠を広げて、そして介護する人も元気出るような形でなるようにやはり支

給するべきだと思います。ということは、例えば1人が入居すればそれなりの金が、三十何万で
すか、かかるのですが、それが入らないことによって家庭にやればその分が浮くのでしょうか、
多分、6,000円で済むという現在の状況では。これを入所したと思って、そうした場合には
そういう支給策が出ないのかということをお聞きしたいのです。町で出す金は少なくな
ると思うのですよね。その辺はどうなのでしょう。県の方の後期高齢者の方には1億4,000~5,000万円
いっているのですよね、町からね、多分、合わせて、三つ合わせてね。そういったことを
計算してみた場合はどのようになるか、その辺をちょっと聞かせていただけませんか
でしょうか。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

介護保険の部分でございまして、制度的なことをお話し申し上げますと、介護保険制度、保険
料につきましては介護保険を運営するための財源として公費、国が25%、都道府県が12.5%、
市区町村12.5%で50%、それから65歳以上の方、1号保険者の保険料で21%、それから40
歳から64歳までの方、2号保険者で29%、合わせまして介護保険を支えているというよう
な状況に、財源内訳の率としてはそういった形になります。

それで、今、介護保険事業の方、およそ平成24年度の実績で110億何がし、110億をちょっと
超えた額が介護保険サービス費として支出されて、一関地区広域行政組合の方で介護保険として
支出をしております。ちょっと細かい具体的な正確な数字はちょっと押さえていませんけれど、
大まかにそういったような財源内訳の中でそういったような介護費用がかかっているというこ
とはそのとおりでございます。ただ、施設と在宅、また個々にその辺の細かい数字までちょっと今
精査したものは持ち合わせてございませんので、そこはちょっとご容赦をお願いしたいと思いま
すが、いずれ大まかに全体事業費、財源内訳についてはそういった形になっておるとい
うところでございまして、先程の在宅、やはり確かに在宅というのですけれども、その時に果たして支
える側の高齢の方の夫婦の2人世帯だったり、あとは息子、娘でも高齢になられて老老介護とい
うような状況だったり、いろいろ社会情勢も変わってきておまして、なかなか2世代、3世代で
同居してみんなで支え合うという理想もございまして、反面、現実的にはなかなか高
齢者のひとり暮らしだったり老老介護のような状態も多くなっているというふうには思
っておりますので、その辺は先程言った施設だけでも対応しきれないという状況もあるし、
在宅だけでもそういったような負担が大きくなるから、そういったような介護サービスの中
でも組み合わせてサービスを利用しながら維持といいますか、生活をしていただくよ
うな社会を、今もなっているのですけれども、そういう方々が増えるのだけれども、
増えるのに合わせたそういった医療と介護のスタッフの充実だったりをしてい
きながら社会全体で、地域全体で支え合っていかなければならないのかとい
うふうに思っております。

以上です。

議 長（青木幸保君）

6 番、石川章議員。

6 番（石川章君）

その成り立ちはそういう国、県、町ということでやっていることなので、いずれどっちにしろ税金の使い方だと思いますね。だから、その辺、ですから、やはり公平なやり方をさせていただくというような形でいただければ大変ありがたいのではないかと思います。また、先程お話がございましたが、一関地区広域行政組合での事務的レベルだと思いますが、いろんな見直しをするというようなお話でございますが、是非こういうことを見直して、そしていくらかでもやはり自宅で介護される方を増やしてお金をできるだけ有効に使えるような形で持って行っていただきたいと思えます。

それから、もう一つでございますが、待機者が町内に17名いると、その中で早急に入所が必要な方が3名ほどとなっておりますということが、この3名の方々が何カ月ぐらい3名でいっているのですか。それとも、在宅でそういった指導していないのか、その辺、ちょっとお知らせください。

議 長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

在宅での施設入所の待機者17名ということでございました。この数字につきましては、毎年年度末に集計をとっている数字でございました。17名というのは平成25年の3月末での数字で3名が当時、3名が早急に入所必要と判断される方が3名でございました。この3名の方につきましては、その後、2名の方は特養に入所しておりますし、あと1名の方は在宅サービスを使ったあとに入所されたのですけれども、その後ちょっとお亡くなりになられたというような方もいましたが、その3月末の3名については解消されているということになりますし、ただ、常時といいますか、次の待機というような方もまた今日現在どうなのかとなれば、ちょっと正確な数字はあれですけれども、ゼロではないということになります。それで、各施設への照会、ケアマネはじめ各介護サービスでの対応ということになっております。

議 長（青木幸保君）

6 番、石川章議員。

6 番（石川章君）

保健センターという課でございます、やはりここは町民に優しく接する場所でございますので、やはりより一層に面倒を見て、そしてやはり手を取り足をとりにして、そしていてもらいたいと思えます。

それから町長にお聞きしますが、例えば100歳以上の方々があればおめでとうございますと町長が発しますね、よく新聞に載ってくるのです。やはりそういう現場を知ることとはどういうことかという、やはり100歳になるまでにいろんな経過を聞くために多分お祝いしながら行っていると思えますが、その寝たきり老人ですね、その方々の在宅介護をした方々にもやはりそ

れなりに行って老人福祉の充実ですか、それに対しての当てはまるようなやり方で、そして町長来たとそういつて聞かせたばかりでもやはりずっと違うと思うのですよね。そういう目の配り方が必要だと思いますが、その辺どうでしょうか。何人ともいないと思うのですよね、その辺をやはり考えていくべきだと思いますが。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

先程も申し上げましたが、意見を聞く場というよりも、今の話では直接お邪魔して、行くだけでも違うのではないかというふうなお話でございました。当然それぞれのご家庭の事情もございませうけれども、ちょっとその辺もご意見をいただきながら、検討というふうな言葉が適切かどうか分かりませんが、具体的にちょっといろいろと話を聞いてみながら進めたいというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

先程の先輩議員も検討とか何とかとっておられました、検討の中にも、なんか辞典をさつき引いてみたら変な不検討とか何とかと、そういった検討もあるそうですので、そっちの方ではなくて本当に取り組む検討にひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に道の駅に関してでございますが、ここで先程も申し上げましたが、平成28年度開業ということでありませうが、これに関して担当課の農林振興課長意気込みを、そして観光商工課長の意気込みをお聞かせください、取り組み方。まず主体となるのは、そのお二方が専門にやっついていかないと軌道に乗っていかないと思うのですよ。その軌道に乗るためにどういう意気込みで乗せるか、ちょっとご意見を聞かせてください。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

地域振興施設の部分について農林水産省の補助金を使ってやると、まさに農林振興を図るための計画を立ててそれを実施していかなければならないという状況です。農林振興課としましては、まず現在、管理運営の組織づくりを進めておりますが、先程、検討懇話会というのが立ち上がったということで、その方々と話し合いをして、とりあえずはそのメンバーの中の農業関係者が対応するというのも決まっております。その方々とも十分話し合いをして平泉町として今、小出しで、例えば産直施設への農産物の出荷、加工品の出荷と、その辺のところの手助けをどう支援したらいいかというところを、補助事業等は考えておりますが、本当はやはりやる気を出させるための、補助金ばかりではなくて、やはり後継者の育成というのが一番農林振興課でも問題となっていて、今やっている人たちもやはりいろいろと話をしますと、私たちは頑張るよと、だけれども、あと何年できるか、正直2年後というところも含めてやはり若い人たちにやっても

らわなければならないから、その辺のところも含めて町は考えてくださいよというふうに言われていました。まさに後継者、その辺を意欲のある人を団体、個人、その辺を育てていかなければならない、そのためのところを町としても、例えば県、普及センターなり J A、農協などとも連携してやはり話し合いをしていく、どういった支援ができるのか残された時間で早急に、先程言いました管理運営組織のメンバーの方々と話し合いをして方策を練っていきたいというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

道の駅に対する観光商工課としての立場、意気込みといたしましては、今、農林振興課長がお話ししたとおりでございますが、いずれ道の駅ができた暁には観光客が多く立ち寄る場所でもございますので、商工会とも連携しながらそこで販売する土産品の開発とか、今後、そういった意気込みのある商工業者とお土産品の開発の支援をしていって、多くの観光客が来て多くのお土産を買っていくようなそういった取り組みを今後、商工会の方々と連携を図りながらやっていきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

いずれ、この課に任されたやはり重大な事業だと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。いずれ、生産者になるほどとついていけるようなやり方を指導していただきたいと思っております。

それから、行政区の見直しについてでございますが、いずれ、かなりの世帯数、人口も差が付いているようですが、この辺は行政へ申し出があった場合にはその時点においてというようなお話がございましたが、そうなるからではなくて、その前にこういう形でいったらいいののではないかと、そういう案も出していかないとうまくないのではないかと思います。待ちの態勢ではなく、やはり攻める態勢ということですが、いずれ長島でもかなり減っているところがありますので、そういった方でそちらで来たらその時点で受けますというのではなく、もう少し気合の入った指導をやはりやっていくべきではないかと思います。本当に何かあっても町で行事してもなかなか集まらないのですよね。そういった形でいくと、やはりもう少し行政区の見直しをして、そして助け合いをしていくような形であるべきだと私は思いますが、その時点において行政に申し出があった場合においてはということは、それではうまくないと思っておりますが、その辺はどうですか。もう少し、246世帯とかそういった402世帯の方ばかりではなくて、そういったことでひとつ検討して、検討ということになると不検討もあるから、これは困るのですけれども、そういった形で、そしてまたちょっと計算してみたら4区の33世帯での人口が134人というの、1世帯当たりが4人になっているのですよね、約。そしてから11区の402世帯あたりは今度は二点何人というような人口状況になっているのですよね。そのぐらいでも、いずれ世帯が多いか

らやれると思いますが、4人いるところで33世帯あたりは、やはりその行政区の区長となれば大変だと思うのですよね。そこら辺、もう少し、事を考えるべきだと思いますが、その辺どうですか。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

確かに町長の答弁で各関係行政区からの申し出があった場合というような表現は使っておりましてけれども、実質的にはどうしても地区、行政区域範囲が広がりますと、今まで培ってきた地域のコミュニティなり何なりが崩れるということもありまして、なかなか大きくなったその部分という中で今までのような共同体としての維持機能ですか、今までやってきた機能が保たれるかという問題もございます。そういうこともございまして地域からの申し出というお話でございましたけれども、いずれそのような地域の共同体としての機能が維持できなくなるような状況ということであれば、それこそ、高橋幸喜議員からも質問出ている準限界集落とか限界集落の問題も発生してくるわけでございます。それらの状況を検討いたしながらその状況を把握しまして、そういう状況になるような行政区が出てくるようであれば、その段階でまずは町といたしましてもどのような方法が一番いいのかというようなことを検討するという方向性はもちろん必要であるというふうに思っております。いずれ最終的にはその地区にいる方々、区長を代表といたしまさず方々がどのような形の方向性を望むかということも一番重要なことであろうと思っておりますので、その辺も踏まえて、一番その地区の方々が今後とも共同体としての自治体の冠婚葬祭なり生活道路の管理なり集落の自治体制なりが確立できるような組織になるように対応して参りたいというふうに思っております。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

そうしたら、この33世帯ということが述べてありますが、大体何世帯までになったら町では動くような形をとれるのですか。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

世帯数というよりも、中の年齢構成が一番問題になってくるのかと思っておりますので、限界集落なり準限界集落と言われます65歳以上の高齢者が半分以上を占めるような状態というふうなことが実際に起きるような状況になってきましたら、そういう形の検討が必要になってくるものではないかというふうに思っております。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6 番（石川章君）

それでは、いずれ世帯数には関係なくて65歳以上が半分以上いればそういうふうな考えをしていくということでございますので、是非、一つの区長だけにご迷惑をかけるような形でなく、ひとつお願いしたいと思います。

それから、4番目の請願、陳情の件でございますが、先程も先輩議員が質問しておりましたが、大雨の時ですね、私もやはり前、請願出ている場所に行ってみたのですよ。そうしたらすごかったのですね。もうビデオに撮っておりました。観音山から来る水がワーと唸って、そしてその場所で渦を巻いて、あれに入れば完全に参るような形です。それはちゃんとビデオ撮っておりますが、いずれそういうことがあるから早く地元の人たちも、またどこで請願出してもやはりそれをやってほしいということが当たり前ではないかと思えます。

それで、あと2時間くらい雨が降れば完全に民家に入って、そして裏の山が崩れて家が傾くか何かする、そういうような状態でございます。それも、そこに行くところも全部、水流れたところも撮りましたけれども、そうならない前にとっておりましたが、いずれそういった形がうちの方の場合だけではなくてほかの区もかなりあるようですから、その辺をきめ細かに手入れをしてやるべきだと思いますが、建設水道課長、その辺どうですか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

いずれ、この間の7月の集中豪雨の際のような雨はこれまで平泉町としてあまり経験したことのないような雨でしたので、それらの経験をもとにした対応は今後検討して参りたいというふうに思いますし、いずれ今回のようにそういう場合については、地元の町内業者の協力を得て早急に復旧工事等に対応して参りたいというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6 番（石川章君）

是非、きめ細かな事業をひとつお願いしたいと思います。

それから、最後の問題は、かなり公約に沿った事業をやってきたということでございますので、あまり自己評価はどのぐらいかと言ったけれども、まずいずれ大分いい評価が出たようだと思いますが、いずれこの公約によって町民から信頼を受けてご就任されました町長でございますので、今後も今述べました様々な事業がございまして、いずれ一つ一つ町民のためにこなしていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、約束どおり時間前に終了させていただきます。長い間、ありがとうございました。

議長（青木幸保君）

これで石川章議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

議 長（青木幸保君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は明日 11 日、午前 10 時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

散会 午後 4 時 30 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署名議員 小松代 智

同 千 葉 勝 男